

# 官報

平成六年十一月二日

## ○第一百二十一回 衆議院会議録 第十号

平成六年十一月二日(水曜日)

午後三時 本会議

○本日の会議に付した案件

世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○公職選挙法の一部を改正する法律案(三塙博君外二十九名提出)  
○公職選挙法の一部を改正する法律案(保岡興治君外十名提出)  
○公職選挙法の一部を改正する法律案(政治改革に付する法律案(内閣提出)  
○公職選挙法の一部を改正する法律案(政治改革に付する法律案(内閣提出)  
○公職選挙法の一部を改正する法律案(政治改革に付する法律案(内閣提出)  
○公職選挙法の一部を改正する法律案(政治改革に付する法律案(内閣提出)

○政黨交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案(政治改革に関する法律案(内閣提出)  
○調査特別委員長提出  
○地方公共団体の議会の議員及び長の選舉期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)  
○(第百一十九回国会 内閣提出)(參議院送付)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。  
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。  
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。  
ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたしました。

(議長発議)

世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成六年十一月二日 衆議院会議録第十号

特別委員会設置の件

世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(土井たか子君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(三塙博君外二十九名提出)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(保岡興治君外十名提出)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(政治改革に付する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)、関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) 世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の締結について承認を求めるの実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明申しあげます。外務大臣河野洋平さん。

○國務大臣河野洋平君登壇

○國務大臣(河野洋平君) 世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の締結について承認を求めるの実施に伴う著作権法の特例に関する法律案(内閣提出)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明申しあげます。

○國務大臣(河野洋平君) この協定は、昭和六十一年九月に開始された開拓及び貿易に関する一般協定のもとにおける第八回目の多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドの結果作成されたものであり、世界貿易機関を設立し加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供すること、関税その他の貿易障害を実質的に軽減及び国際貿易関係における差別待遇を廃止すること等を目的とするものであります。

○國務大臣(河野洋平君) この協定は、從来より一般協定が規律してきた物品の貿易に加え、サービスの貿易、知的所有権の貿易関連側面といった新しい分野を含む幅広い分野について規律を策定していることあります。

○國務大臣(河野洋平君) 第二に、貿易ルールについて定める諸協定をす

○國務大臣(河野洋平君) 第一に、從来より一般協定が規律してきた物品の貿易に加え、サービスの貿易、知的所有権の貿易関連側面といった新しい分野を含む幅広い分野について規律を策定していることあります。

官 報 (号 外)

平成六年十一月一日 衆議院会議録第十号

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案についての大河原農林水産大臣の趣旨説明

二

べて附屬書に取り入れ、單一の國際約束としてまとめるにより、これらの諸協定の統一的な運用を確保するための枠組みを提供していることがあります。

第三に、世界貿易機関の設立により、多角的貿易体制を支える制度的基盤が整備されたことあります。さらに、一方的な措置に対する規律の強化等、紛争解決の手続が強化されることあります。

世界の主要な貿易国である我が国がこの協定を締結することは、多角的貿易体制の発展に寄与するともに、我が国の国民生活に多大の利益をもたらすこととなるという見地から極めて有意義であると考えます。

ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉に参加した諸国は、この協定に基づく新たな多角的貿易体制への早期の移行の意思を表明しており、当初よりこの協定の作成に積極的に参加してきた我が国としても、この協定の効力発生の日から、この協定の加盟国となり新たな多角的貿易体制の発展に寄与することが重要であるので、他の主要国とともにこの協定を早期に締結することが望ましいと考えます。

右を御勘案の上、この協定の締結について御承認を得られますよう、格別の御配慮を得たい次第でございます。

以上が、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の締結について承認を求める件の趣旨でござります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 文部大臣と謝野馨さん。

〔國務大臣与謝野馨君登壇〕

○國務大臣(与謝野馨君) 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例について、その趣旨を御説明します。

この法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定

シユ協定の締結に伴い我が国が負うこととなる義務を果たすため、著作権法等の整備を図ることをあります。

第一に、著作権法の改正事項としては、世界貿易機関の加盟国実演、レコード及び放送を、著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送に加えるとともに、これに伴う規定の整備を行ふことあります。

第二に、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律を改正し、世界貿易機関の加盟国における法律については同法を適用しないこととすることあります。

以上が、法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 農林水産大臣大河原太一郎さん。

〔國務大臣大河原太一郎君登壇〕

○國務大臣(大河原太一郎君) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、織糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正する法律案及び畜糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正する法律案及び農産物価格安定事業團法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を順次御説明申し上げます。

まず、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

主要な食糧である米穀及び麦は、主食としての役割を果たすとともに、我が国農業における重要な農産物としての地位を占めています。

が、近年、米穀をめぐる情勢は大きく変化してきました。所要の改善を図りつつ、主食の安定供給という機能を一貫して担ってきたところであります。また、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の食糧管理制度がその機能を十分に發揮すること

の実施に伴い、新たな国際的規律のもとで食糧の安定的供給を確保していくことが緊要な課題となつております。

このため、今後とも米穀の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ、生産者の自主性を生かした稲作生産の体質強化、規制緩和を通じた流通の合理化等が図られるよう、食糧管理制度を廃止し、新たな制度を構築するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、米穀の需給の的確な見通しを定め、これに基づき、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保とともに、その適切な買入、輸入及び売り渡しを行うこととして、これに必要な基本計画を策定することとしております。

第二に、自主流通米及び政府米を計画流通米として位置づけ、その安定流通を確保することを基本としつつ、米穀の生産者に関する消費者の必要とする米穀が安定的に出荷されるよう、その流通ルートについても、多様化・弾力化することとしております。

第三に、入札を通じて適正な価格の形成が図られるよう、自主流通法人を法律上位置づけるとともに、その流通ルートについても、多様化・弾力化することとしております。

第四に、政府は、指定乳製品等について、現行の価格高騰時の輸入のほかに、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の輸入を行ふこと、

産大臣が定めた額の範囲内となるよう、売り渡しを行うこととしております。

第五に、麦等については、国際約束に従つて、政府以外の者が関税相当量を支払えば輸入できるものとするほか、政府が輸入した麦等の売買差額について米穀等と同様の規定を整備することとしております。

続きまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案につき御説明申し上げます。

我が国農業は、農業の発展、国民食生活の改善等に重要な役割を果たしてきておりますが、マラケシユ協定による新たな国際的規律のもとで、今後とも我が国農業の存立基盤を確保し得るようにするために、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の主要な内容は、

第一に、畜産振興事業團以外の者が指定乳製品等の輸入を行なうことができるようになりますが、マラケシユ協定による新たな国際的規律のもとで、今後とも我が国農業の存立基盤を確保し得るようにするために、この法律案を提出することとした次第であります。

第二に、事業團は、指定乳製品等について、現行の価格高騰時の輸入のほかに、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の輸入を行ふこと、

第三に、事業團は、指定乳製品等の売り渡しについて、価格高騰時及び農林水産大臣の指示する方針による場合に行なうこと

であります。

続きまして、織糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案の主要な内容は、

官報(号外)

第一に、蚕糸砂糖類価格安定事業團以外の者でも生糸の輸入を行うことができるようになります。

第二に、事業團以外の者が輸入する生糸について、事業團が買入れ及び売却しを行い、その価格を調整するとともに、実需者が需給上必要な量を輸入する場合には、買入れ及び売却しの差額を減額すること

であります。

最後に、農産物価格安定法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。北海岸、南九州の地域経済において重要な地位を占めていますが、マラケシユ協定による新たな国際的規律のもとにおいても、農産物価格安定制度の効果的な運用を確保する必要があります。このため、同法の政府が買入れた農産物等の売却渡しに係る規定を整備することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以上、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、農糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正する法律案及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 通商産業大臣橋本龍太郎さん。

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申しあげます。

この法律案は、工業所有権制度の国際的調和を図り、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の確実な実施を確保するとともに、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対応するため、特許法その他の工業所有権関係法律について

所要の改正を行なうものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許権の存続期間を出願日から二十年とすることであります。これまで特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年または出願日から二十年のいずれか短い期間で終了しておきました

が、これをマラケシユ協定に対応し、出願日から二十年に一本化するものであります。

第二は、外國語書面により特許出願をすることができる制度を創設することであります。本制度により外國語書面の提出日が出願日として認定され、また、二ヵ月以内に提出する翻訳文に誤訳があつた場合には、一定期間、その訂正を行うことが可能となります。

第三は、特許後に異議申し立てを行う制度を採用することであります。これは、これまで特許付与前に行っていた異議申し立てを特許付与後に行なうことといた次第であります。

第四は、ブドウ酒及び蒸留酒の地理的表示の保護強化の要請にこたえ、これらの表示を含む商標についても、原産地についての誤認混同が生じるか否かを問わず、商標登録ができる商標とすることがあります。

第五は、その他制度の国際的調和を図るために必要な事項について所要の改正を行うことであります。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 大蔵大臣武村正義さん。

〔國務大臣武村正義君登壇〕

○國務大臣(武村正義君) ただいま議題となりました閣税率法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申しあげます。

本法律案は、ワルグアイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の実施等のため、関税率及び関税制度について所要の改正を行なうものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一は、農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置であります。

農産物のうち現在行なっている輸入制限等を関税化する品目について、関税率を引き上げるとともに、関税割り当て制度等及び特別緊急関税を導入するなど所要の改正を行なうこととしております。

第二は、個別品目の関税率等の改正であります。

牛肉及び豚肉について関税率を引き下げるところに、緊急措置を導入するなどのほか、一部の熟成品等について特惠税率を引き下げるなど所要の改正を行なうこととしております。

第三は、関税率体系の見直しであります。

現在実行税率となつている関税率水準を原則とし、基本税率とすることにより関税率体系の見直しを行なうこととしております。

第四は、特殊関税制度の整備であります。

相殺関税、不当廉売関税及び緊急關税についての充実、罰金水準の調整、輸入禁制品の追加等を行なうため所要の改正を行なうこととしております。

以上、本法律案の趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

改正する法律案(内閣提出)、関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑に對する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。

○石破茂君登壇

私は、改革の皆様の御同意を得て、ただいま提案されました世界貿易機構設立協定と並びに関連改正法案につき、主として農業問題を中心とし、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

總理、あなたは御就任以来、従来の社会党の政策をことごとく転換をしてこられました。自衛隊を合意とし、日米安全保謄条約はこれを堅持、日本に緊急措置を導入するなどのほか、一部の熟成品等について特惠税率を引き下げるなど所要の改正を行なうこととしております。

第三は、関税率体系の見直しであります。

現在実行税率となつている関税率水準を原則とし、基本税率とすることにより関税率体系の見直しを行なうこととしております。

第四は、特殊関税制度の整備であります。

相殺関税、不当廉売関税及び緊急關税についての充実、罰金水準の調整、輸入禁制品の追加等を行なうため所要の改正を行なうこととしております。

以上、本法律案の趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

世界貿易機関を設立するマラケシユ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、農糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正する法律案(内閣提出)、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特許法等の一部を

受け入れることは、まさしく苦渋に満ちた選択

でありました。細川総理は「この上なくつらく、まさに断腸の思いである」と表現され、国民に対し、年來の主張を一〇〇%貫くことができなかつたことを率直に語ったのであります。

私は、WTO設立協定の承認並びに関連法案の成立に決して反対をするものではありません。調整案を受け入れたのも、マラケシユ協定の最終文書に署名をしたのも、まさに細川内閣においてであり、その責任は、たとえ野党になつても負つていかねばならないことは当然であります。与党的ときと野党的ときと言つては、国民の信頼が得られるはずはないのであります。(拍手)

しかし、その我々の責任を果たすために、どうしても確認をしておかねばならない点が多くございます。特に、農業・農村対策は本当にきちんと行われるのか、だれの負担によるのか、国家全体の利益にかなうものであるかという点、また、米国、EU等諸外国に比べ不利な形のものとならないかという点であります。単に期限が迫つてゐるだけでは承認を急ぐという立場はとるべきではありません。与野党共通の責任として、国会の場で十分論議を尽くすことこそ必要であります。

総理、まずこのWTO設立協定は我が国にとっていかなる利益をもたらすものであるか。また、世の中にはいい話ばかりということはないのではありませんで、お互いが不利益も我慢をしなければならない。では、我が国にとっていかなる不利益が生ずるのか、御答弁をいただきます。

次に、昨年の調整案受け入れの際、あなたは、社会党中央執行委員長の名において発表された党の「まとめ」において、「この調停案は社会党の方針に照らせば反対であるが、細川政権の安定と政策の展開において社会党的責任はますます重大となつております。したがつて、受け入れについてはラウンドの成功と建立政権に参加する立場からこれを了とせざるを得ない」、そう述べてお

られます。政権の中にいるのでともかくにもうとするということであるならば、これは一体いかなる哲学に基づくものであるか。今も反対であるが、政権ましてや総理の座にあられるので賛成、推進ということであるのか、そうでないのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、農業対策についてお尋ねをいたします。あなたは、さきの「まとめ」の中で、「長期にわたり自民党政権のもとで誤った農政が続けられ、農業・農村の疲弊荒廃がもたらされた」と指摘をしておられます。だとすれば、一体どこがどのよううに誤っていたのか、その御認識を示していただきたい。

この私もかつて自民党にあり、農政の一端を担つてきた人間であります。世の中に無闇といふことはあり得ないにしても、基本的な方向性に誤りがあつたと断することにはいささかの抵抗を覚えざるを得ないのであります。この点につき総理の御答弁をいたいた後、大河原農林水産大臣の御見解を承りたいと存じます。

私は、過去三回の国会決議を十分実行できなかつた責任をともに負う者の一人として、ラウンド対策は本当に農家農民、さらに国民全體に得心のいくものでなくてはならないと考えております。そのためには、対策予算は三兆四千億円強の御答弁をいたいた後、大河原農林水産大臣の御見解を承りたいと存じます。

あなたも、本年六月二十三日の生産者大会にお

いて、ウルグアイ・ラウンド後の国内対策はシーリングの外に別枠予算をつけるべきだ、そのように明言をしておられます。これは総理になられるあなたのところにあります。

あなたも、本年六月二十三日の生産者大会において、ウルグアイ・ラウンド後の国内対策はシーリングの外に別枠予算をつけるべきだ、そのように明言をしておられます。これは総理になられるあなたのところにあります。

あなたは、本年六月二十三日の生産者大会において、ウルグアイ・ラウンド後の国内対策はシーリングの外に別枠予算をつけるべきだ、そのように明言をしておられます。これは総理になられるあなたのところにあります。

確かに、政府・与党は「従来の農林水産予算に支障を來さないよう配慮する」との合意を行つておられます。しかしながら、予算単年度主義の原則からいっても、国内対策の具体的な予算額は各年度の予算編成作業にゆだねられることとなりますが、この合意の実効性はいかに担保されるとお考えか、御答弁を願います。

次に、六年度補正予算についてお尋ねをいたします。

農業対策を柱とする六年度補正について、これまでの点につきどのようにお考えであるのか。生産者体予算については手をつけない、そのようなこと

とつていかれるのか、お答えを願います。

さらに、財源についてお尋ねをいたします。

さではなく、その中身そのものであります。総理が誤つておられたと指摘をされた自民党政権下においては、そのような旨御返答になりました。さすがに、政権ましてや総理の座にあられるので賛成、

臣は我々に対し、消費税五%では農業対策は無理

である。そのような旨御返答になりました。さす

れば、この財源は一体どこに求めていかれるの

か。御承知のとおり、韓国においては、特別の増

税を行い、国民全體の負担でこれを賄う方針と

なっております。我が国においては、建設国債を

発行されるのか、国債残高一百兆円を抱える現

在、そして現下の財政状態を考えると、その余裕はあるのか、方針を示していただきたいと存じます。

我々が最も懸念をいたしますのは、六兆百億円

という総事業費が実はいわゆる見せかけではないのか、その懸念であります。このうち、公共事業である農業農村整備事業と融資対策が七割を占め、国費は半分弱の三兆円となり、さらに、農家の借りなければ全く意味をなさない融資事業を除きますと、その規模はさらに小さくなるのであります。スクランプ・アンド・ビルドで予算編成が行われ、看板のかけかえ、予算の組み替えで、六年間で総事業費六兆円を超えた、そのように言われては、これは農家を欺くものである、そのように断ぜざるを得ないのであります。

減反につきましても、昨年十一月の閣議了解で

は、ミニマムアクセスの受け入れによる転作の強化は行わない、そのようになっております。しかしながら、政府買い入れ価格が自主流通価格を反映させるとともに再生産の確保を旨として定め、そのように示されておりますが、この算定方法はいかなることになるか、まだまだ不分明な点と存じます。

さらに、食糧需給価格安定法においては、計画外流通がふえることに対する懸念、生産調整実施者からの政府買い入れ価格が自主流通価格を反映させるとともに再生産の確保を旨として定め、そのように示されておりますが、この算定方法はいかなることになるか、まだまだ不分明な点と存じます。

さて、ミニマムアクセスの受け入れによる転作の強化は行わない、そのようになっております。しかしながら、政府買い入れ価格が自主流通価格を反映させるとともに再生産の確保を旨として定め、そのように示されておりますが、この算定方法はいかなることになるか、まだまだ不分明な点と存じます。

さて、輸入差益は儲蓄経費に充てる旨明示されておりますが、果たしてこれも消費者の理解が得られるものであるか。さらに、過剰在庫については食糧援助としてODAを活用するお考えのようですが、ODA予算の使い道としてこのようないい方は正しいのか、私は疑問なしといたしません。

食糧需給価格安定法においては、一体どこが今までと異なる点であるか、公約であった食管法の根幹維持、それは守られたのか、明確にされたいと存じます。

次に、この批准を急ぐ理由と、国会の承認と政

府の条約締結を切り離す、そのようなお考えにつ

いて承ります。

現在、米国においては、十一月八日の中間選挙

務、七年目以降、それについてどのような見解をお持ちでありますか。

を目前に控え、ウルグアイ・ラウンド協定実施法案が選挙の大きな争点となつております。選挙対策上、表決を十二月に延ばしたことがあざらしくそれを物語っております。現在の議員の任期は年内いっぱいあるとはいへ、選挙後の議会が果たして有効に機能し得るか、また、採決は行われず、年明け以降の採決になるとの見方もあります。これにつきどのような認識をお持ちか、外務大臣の答弁を求めます。

このような中において、総理は先月十三日の衆議院予算委員会において、国会の承認と政府の条約締結は別であり、米国やEU等の動きにかかわらず、政府としては国会の承認を求めるとのお考えを示されました。確かに、憲法七十三条の規定からこれは導き出される結論であります。国際的には、国会の承認は条約批准と同義語を見るのが常識ではないでしょうか。国会は承認したが締結はしないということが果たしてあり得るのでしょうか。国会軽視ではないかという批判をどのようにお考えになるか、明確な御答弁をいただきたいと存じます。

私は、今、昨年十二月に農林水産大臣であった畑英次郎議員の言葉を思い返しております。会議の席上、畑元農水大臣は、受け入れの前提条件である国内対策がきちんと行われることがなければ私は死んでも死に切れない、そのようにおっしゃいました。これは、与党であれ野党であれ、長きにわたり真剣にこの問題に取り組んできた者がひとしく持つ思いのはずであります。(拍手)

本年一月七日、畑大臣に対し問責決議が突きつけられました。その内容はまことに激烈至極なものであり、「農政史上かつて例を見ない大失態」と断じた上で、追加議事務の内容を隠していたことを、さらに、七年目以降が全く不確実であることを取り上げております。この提出者には今の大河原大臣も加わっておられます。が、追加議事務

アリバイづくりにはなつても、決して農家農民のためになるとは考えておりません。

具体的な財政の裏づけもなく、諸外国の状況も見きわめられないまま、初めに承認ありきという態度は決してとるべきではないと信じます。これ

を批准するか否かは、独立国家として、農家農業者として国益全体を考え、あくまで徹底的な論議を行い、農家並びに納税者の理解を得た上で、あくまで主体的に決せられるべきものであります。

それが我々の後世に対する責任であること、そして農政のみならず政治全体の信頼を回復する道であることを申し述べ、私の質問を終わりります。

(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣(村山富市君) 石破議員の質問にお答えいたします。

最初の質問は、政治家の言葉の軽さについてのお尋ねでありますが、政治家の発言や政党の掲げる公約は、言うまでもなく主権者たる国民に対してなされるものであります。しかし、政治に対する信頼の確保、民主主義の健全な発展にとって非常に重要なものであると考えています。同時に、その実現に当たりましては、時代や状況の変化に対応した政策転換があることもまた当然であると私は考えております。(拍手)

私の内閣は、イデオロギー対立から、従来の政治的枠組みを超えた政策対話へという時代の変化に対応して、この四ヵ月間、できるだけ透明度を高め、民主的な政策議論を徹底して行い、誠心誠意改革に取り組んできたつもりでございます。したがいまして、これからも引き続き国民の信頼と支持を得るために頑張ってまいりたいと考えています。(拍手)

次に、WTO協定の締結に伴う利益に関するお尋ねでございますが、WTO協定の締結は、多角的自由貿易体制の維持強化、国際経済秩序に対する信頼の確保という観点から極めて重要な意義を有しているものであります。貿易立国である我が國

にとつて極めて意義深いものであると考えています。

WTO協定のうち、農業部門については我が国にとって大変厳しいものであることは異論のないところであります。WTO協定全体を見た場合に、関税引き下げ等の物の市場アクセスの改善に

よる経済的利益、サービス貿易、知的所有権等、これまでガット体制のもとで貿易ルールの存在しなかつた新たな分野における規律の設定、さらには、紛争解決手続による一方的措置の発動等の抑制が行われております。我が国にとっては極めて重要な利益となるものと考えているところでございます。

次に、社会党としては調停案には反対だったが、細川政権に参加する立場から調停案受け入れを了としたことについてのお尋ねがございました。

昨年十二月のウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れにつきましては、当時の連立政権において社会党は関税化回避に最大限努力をしてまいりましたが、自由貿易体制を守るという大局的な立場から苦渋の決断を下したものであります。このような認識は当時の連立与党が共通して持っていたものだと私は理解をいたしております。

おったものだと私は理解をいたしております。社会党としては、論議に論議を重ねた上でのぎりぎりの決断であります。単に政権にあったこと、あるいは現在政権にあることによるものでないことは御理解を願いたいと存じます。(拍手)

次に、社会党によるウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れに際して、「まとめ」についてのお尋ねがございました。

個々具体的な事例、政策というよりは、現実に長きにわたり政権を担当してまいりました政黨の責任を問う立場から申し上げたつもりであります。されがございました。

私は、この問題について、与野党お互いの正當性を主張すること、つまり自分たちが政権を持つことで日本農業を売り渡した、そのような旨発言されましたが、この発言の真意は何か、現政権はラウンド批准につき消極的であると理解してよろしいか、大臣の見解を承ります。

なお、大臣は、この場において、ほかにもまことに不適当かつ看過できない発言をされておられました。この点につきましては、後日、委員会の場において明らかにしたいと存じます。

私は、この問題について、与野党お互いの正當

立与党が一体となって農業合意の実施に伴う国内対策につきましては精力的な検討が行われたその成果として、去る十月二十五日の緊急農業農村対策本部において対策大綱が取りまとめられたところでございます。今後、このような政府・与党各党間での一体となつた検討の成果である対策大綱に示された具体的な施策を全力を挙げて推進をしまりたいと考えているところでございます。

次に、予算のシーリング別枠を含めた国内農業対策についての取り組みについてお尋ねがございました。

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国内対策につきましては、我が国農業・農村が二十世紀に向けて自立を遂げ、持続的に発展していくことができるよう、先般の対策大綱に示された具体的な施策を総合的かつ的確に講じてまいります。さきに取りまとめられました対策は、ウルグアイ・ラウンド合意に対応する六年の新しい事業であります。なお、「従来の農林水産予算に支障を來さないよう配慮する」とこといたしております。こうした経緯も踏まえながら、今後、対策に必要な財政措置の問題も含め適切に対処してまいりたいと考えているところでございました。

次に、政府・与党の了解の実効性についての質問がございました。

今後は、十月二十五日に決定されました対策大綱を踏まえ、総合的かつ的確な施策を講じることができます。政府・与党の「従来の農林水産予算に支障を來さないよう配慮する」との了解を踏まえ、適切に対処してまいる決意でございます。

次に、農業対策を柱とする六年度補正予算についてのお尋ねがございました。

補正予算につきましては、現時点では確定的なことは申し上げられる段階でないことにについて御理解をいただきたいと存じます。いざれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策につきまして

は、今後、対策に必要な財政措置の問題も含め適切に対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、今後の我が国農政のビジョン等についてのお尋ねがございました。

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れなど新たな国際環境に対応した今後の農政の展開につきましては、政策推進の指針として示された農政審議会報告の趣旨を踏まえながら、我が国農業・農村が二十一世紀に向けて自立を遂げ、持続的に発展していくことができるよう幅広い観点に立った食糧・農業・農村政策に取り組んでまいりたいと考えているところでございました。

また、国内対策が認定農家に傾斜しているとの批判に対する見解についてであります。今回の大綱に示されました対策におきましては、認定農家を含め効率的かつ安定的な経営体を育成することを中心としまして、農地利用の集積・高生産性農業基盤の整備の推進、さらには、負債・負担金問題への対応を行うことといったところでございます。

他方、ウルグアイ・ラウンド農業合意の影響が大きくあらわれるおそれのある中山間地域等農山村地域の活性化対策といったしましては、地域の資源を生かした農林業の振興に限らず、多様な就業機会の確保、生活環境の向上等各般の施策を講じてまいりました。今回の対策は、このような包括的なものであることにについて御理解を賜りたいと考えております。

次に、WTO協定の締結についての国会の御承認と政府による同協定の締結についてのお尋ねがございました。

先般の衆議院予算委員会において私より答弁をいたしましたとおり、政府としては、WTOの発足に当たって、米国、欧州連合等の主要諸国の参見きわめながら締結手続をとるようにしなければ

ならないと考えておる次第であります。国会を軽視するという考えは毛頭ないことは明確に申し上げておきたいと存じます。

次に、WTO協定についての自民党の対応についてのお尋ねであります。農業合意が我が国にとって大変厳しいものであることから、自民党としてもいろいろ御議論があったと思いますが、協定及び関連法案について、大きな国益に立ってぜひとも成立をさせていただきたいという政府の立場については御理解をいただいているものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

○國務大臣(河野洋平君登壇) アメリカにおける審議の状況等についてのお尋ねがございました。

アメリカのウルグアイ・ラウンド合意実施法案の審議につきましては、アメリカ議会下院において既に本会議の合意が得られていると承知をいたしております。また、上院におきましては、十二月一日に上院の本会議で採決を行うことにつき議会指導者の間で合意されており、さらに、このような合意を踏まえ、十一月三十日に審議を再開するとの決議が採択されていると承知をいたしております。なお、米国行政府としては、WTO協定の来年一月一日の発効に向けまして年内受諾を行うとの強い決意を引き続き有していると伺っております。

自由民主党のこの問題に対する姿勢についてお尋ねがございました。

我が党は、昨年十二月十四日、このウルグアイ・ラウンド農業交渉におけるドゥニ調整案の受け入れについての御意見を出したことは御存じのとおりでございます。さらにまた、我が党は、平成六年十月二十五日に再度この問題について党声明を出しております。この党声明では、村山政権

は、外交の継続性という原則及びWTO協定が多国間条約であるということにかんがみ、自由民主党としてもこの協定の承認を求めるという態度を表明をいたしました。

この協定で農業などに生ずるであろう被害を最小限に食いとめなければならないという必要性を私どもは考えております。そこで、自由民主党は、他の与党とともに真剣にその対策に取り組んでまいりました。そして、種々の対策を講じたことは皆様も御承知のとおりでございます。

この対策の中には、安全な国際食糧の供給体制を維持発展させるための必要な措置、食糧の安定供給を望む消費者にとっても流通の改善とともに重要な措置を含んでおることを、この際、つけ加えたいと存じます。

農産物貿易の部分につきまして、その受け入れが及ぼす影響を最小限に食いとめるべく、ただいま申し上げました対策を決定をいたしました結果、自由民主党としては、この対策を前提に、今次国会におきましてWTO協定の承認と関連法案の成立に向け努力し、国際信義を守ってまいります。

この考え方についてお尋ねがございました。

○國務大臣(武村正義君) 農業合意の関連対策につきましては、先般、政府・与党の間でぎりぎりの真剣な調整を終えて、取りまとめたところでございます。対策に係る経費の取り扱いにつきましては、各年度の予算編成過程において、予算編成全体の中で総合的に考えてまいります。

なお、補正予算につきましては、現在その可能性に触れる段階ではございません。(拍手)

○國務大臣(大河原太一郎君登壇) 社会党によるウルグアイ・ラウンド農業合意を受け入れについての御質問でございますが、お答えいたします。

社会党によるウルグアイ・ラウンド農業合意を見きわめながら締結手続をとるようにしなければ

政府におきましては、從来から、我が國農業と農村をめぐる状況が、担い手の減少、高齢化の進行など大きく変貌する中で、魅力ある農業と活力ある農村の実現に向けて農政の展開に力を尽くしてきたものと考えております。

さらに、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れという状況のもとで、先ほども総理から御答弁がございましたように、政府と連立与党が一体となって農業合意の実施に伴う国内対策について精力的な検討が行われた成果として、去る十月二十五日、対策大綱が取りまとめられたところでございます。今後、農林水産省いたしましては、対策大綱に示された具体的な施策を全力を擧げて推進してまいります所存であります。

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案についてであります。新法案は、主食である米について、生産の安定と消費者への安定供給が図られるよう、その需給及び価格の安定供給することを目的とするものであり、この点につきましては現行食管法の基本とするとところと同様であります。それを実現する政策理念、手法については両者は大きく異なっております。

具体的には、食管法が政府管理に重点を置いた制度運営を基本とし、嚴格な流通ルートの特定を行うこととしているのに対し、新法案においては、自主流通米を基本として、政府が直接的に行う操作は備蓄運営とミニマムアクセス輸入の運用とすること、流通面での規制も極力緩和し、生産者の自主性の発揮や流通の合理化を図ることなど、社会経済情勢の変化に即応したシステムとすることとしております。

いざれにいたしましても、御質問の点でいろいろお話をございましたけれども、今後とも需給と価格の安定を通じ、国民に主食である米を安定的に供給してまいりたいと考えております。

最後に、畠元農林水産大臣の問答決議と七年目以降の取り扱いに関するお尋ねであります。税率の特別措置は七年目以降も継続するか否かに

ついては六年目の交渉で決められ、継続する場合には、追加的かつ受け入れ可能な讓歩が求められます。しかし、「外交は改革」とされる農業協定は規定されることは御案内とのところです。当時の農民の気持ちを酌んでのこととあります。

また、私も発議者となっている問責決議案の提出は、何よりも、十二月のウルグアイ・ラウンド村山政権のもとで、WTOの設立は国際間の約束を果たすという重要な意義を有しております。また今般、政府としては、国内農業への影響を最小限に食いとめるための対策を講ずることとしたところでありまして、協定の承認及び関連法案の今国会での成立に向け努力をしたいと考えております。

(拍手)　〔国務大臣田中眞紀子君登壇〕

○国務大臣(田中眞紀子君)　お答え申し上げま

す。私の福島県での発言は、昨年十二月のウルグアイ・ラウンド農業合意に関し、これまでまじめに農業に従事してこられた方々は残念な思いをしておられると思います。そのような無念の思いを代弁いたします。

政府としては、WTO協定の締結に伴う農業に与える影響を最小限に食いとめるとともに、これを契機に、我が国が、農業の将来展望を切り開き、二十一世紀に向けた農業構造の早期実現を図ることが何よりも肝要であると考えております。

(拍手)

○議長(土井たか子君)　石橋大吉さん。

〔石橋大吉君登壇〕

○石橋大吉君　私は、自由民主党、新党さきがけ、日本社会党、護憲民主連合を代表し、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に伴う世界貿易機関、WTOを設立するマラケシユ協定及び関連国

内法の改正等について、村山総理並びに閣僚閣僚の御所見と御決意をお伺いいたします。

中心的で最も問題のあるところは農業問題であります。まず冒頭、マラケシユ協定に関連して

二つの点について、総理並びに外務大臣の御見解を承っておきたいと思います。

マラケシユ協定は、一九四八年に成立した關税及び貿易に関する一般協定、ガットを大きく改め、世界貿易機関、WTOを設立することとともに、

歴史的な転換をするものであり、自由貿易体制を発展させていくものとしてその意義を評価す

るものであります。しかしながら、本協定の受け入れによって、特に米を中心とする農産物に付

り厳しい条件を受諾せざるを得なかつたものであります。

戦後、日本は加工貿易立国として自由貿易体制の多大な恩恵を享受してまいりました。このよう

な歴史認識に立てば、我が国は、本協定によつて受ける損失を特定の層だけにしわ寄せすることなく、国際的な競争力の養成に全力を挙げつつ、今後とも自由貿易体制の発展への取り組みを強化していくなければならないと確信するものであります。

この点につきまして、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

二つ目の問題は、マラケシユ協定と日米経済問題との関連についてであります。

今般、外務大臣の御努力により、日米包括經濟協議が、電気通信・医療機器の政府調達、保険、板ガラスの三分野で原則合意を見たことは喜ぶべきことであります。一方、これによつて從来の農林水産予算が削減をされるようになります。

今般決定された対策は、今後、平成十二年度までの六ヵ年にわたる新たな事業として予算計上されることになるわけになりますが、一方、これによつて從来の農林水産予算が削減をされるよう

ことがあれば、農業・農村の健全な発展を図ることが非常に問題が大きいと考えます。このため、これまでの農林水産予算に支障を来さないよう配慮することが政府の了解事項として確認され

れていると承知しております。しかしながら、こ



うな幅広い観点に立った食糧・農業・農村政策に取り組んでまいりたいと考えているところでござります。このような観点から、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国内対策につきましては、先般の対策大綱に示された具体的な施策を総合的かつ確実に講じてまいる決意でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣河野洋平君登壇〕

○國務大臣(河野洋平君) 日米経済問題のような二国間の経済問題につきましては、当事国同士がそれぞれの関心事項と利害調整の必要性に応じ隨時二国間の協議を行つて問題の解決を図つていいいるわけでございます。その場合にも、我が国としては、「一国間の話し合いの結果を原則として最惠国待遇で適用するなど、ガットを中心とする国際ルールに従つて実施をいたしております。日米経済問題については、こうした二国間の話し合いに加え、ガットなどの多数国間のルールによる解決も図られてきたところであります。WTO発足の後は、適切な場合にはWTO紛争解決手続に基づいて解決を求めていくことが必要だと考えております。

欧米におきますWTO協定の審議の状況等についてお尋ねがございました。

アメリカにおきます審議の状況については先ほどお答えを申し上げたとおりでございまして、下院では十一月二十九日、上院では十二月一日にそれぞれ本会議で採決が行われる予定であると承知をいたしております。欧州連合につきましては、WTO協定の年内受諾に向けて最大限の努力を行つておられる様子であり、英國、ドイツは既に必要な国内手続を了しております。

政府といたしましては、WTOの発足に当たっては、米国、欧州連合などの主要国の参加が極めて重要と考えております。これら諸国の締結がどうなっているのかということも十分視野に入れました上で我が国として締結手続をとるようにしなけ

ればならないものと考えております。(拍手)

〔國務大臣武村正義君登壇〕

○國務大臣(武村正義君) 先ほど総理からお答えを申し上げたとおり、今回の対策はウルグアイ・ラウンド合意に対応する六ヵ年の新しい事業であります。従来の農林水産予算に支障を來さないよう配慮する姿勢で対応をしてまいりたいと存じます。いすれにせよ、各年度の予算編成過程において総合的に検討の上適切に対処してまいります。

(拍手)

〔國務大臣大河原太一郎君登壇〕

○國務大臣(大河原太一郎君) 石橋議員の御質問にお答えいたします。

第一点は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案についての御質問でございますが、先ほども申し上げましたように、近年の米の生産、流通、消費をめぐる諸情勢の変化のもので、自主規制緩和を通じて流通の合理化が図られるよう現行制度の見直しを行つたものであります。

新たな制度のもとにおきましては、米の全体需給のバランスを確保するため、政府はその的確な需給見通しを定め、これに基づき、計画的にかつ整合性を持つて全体需給と調整のとれた生産調整の推進、備蓄の運営、適正かつ円滑な流通の確保を図ることとし、また、価格の安定につきましては、生産調整等によります需給の安定を図りながら、需給動向に応じた自主流通米の価格形成の確保や、このようにして形成された自主流通米価格の動向を反映させた政府米の適切な価格設定等を行うこと等により、御質問の需給と価格の安定に對応してまいりたいと考えております。(拍手)

予算委員会での松本善明議員の質問で明らかになつたように、協定の発効期日は決められていないし、それへの加入は国際的な義務でもあります。それでもかわらず、政府は、一月一日発効を振りかざして、十二日前に提出したばかりの、全部で二万数千ページ、積み上げれば一メートル數十センチに達する極めて広範囲な協定の年内承認を迫ろうとしています。十分な審査と審議の時間も与えず、国民にも知らせないまま、重大な問題を含んだ協定承認を強行しようとすることは、まさにファシショ的な政治であります。総理、答えてください。

〔國務長官(土井たか子君) 藤田スミさん〕

〔藤田スミ君登壇〕

○藤田スミ君 私は、日本共産党を代表して、マラケシュ協定に対して、批准に断固反対の立場で質問をいたします。

まず初めに指摘をしなければならないことは、この議場にいるすべての議員が、総選挙の政党公約として米輸入自由化反対を公約し、国会においても三回も全会一致で米輸入自由化に反対する決議がなされてきたことであります。政党としても、公約を守り、国会決議を守るという民主主義の根本原則をないがしろにし、米輸入自由化を進める協定の受諾を国民に迫る、そんな背信行為は絶対に許すことはできません。(拍手) 総理を初めての閣僚がみずから責任を明らかにすべきであり、総理並びに関係閣僚の見解を求めます。

さるだ、自民党に至つては、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に際して、「長い我が國の農政史上、取り返しのつかない大失策、大失態を犯したものであります」と、みずから畠農水大臣の問題決議を提出したにもかかわらず、マラケシュ協定を国会に提出し、その審議を促進せよと迫っています。

総理、協定の推進者となつたのは常にアメリカです。ところが、アメリカは、世界には自由貿易のためといってガット合意の義務を押しつけながら、みずからウルグアイ・ラウンド実施法を制定して、公約を守るために、多国籍企業、大国の利益を図る範囲を拡大して、多国籍企業、大国の利益を図る一方、発展途上国をいつまでも不利な状態に置き続けるものです。これは、公正公平・平等互恵の原則に真っ向から反しています。

総理、協定の推進者となつたのは常にアメリカです。ところが、アメリカは、世界には自由貿易のためといつてガット合意の義務を押しつけながら、みずからウルグアイ・ラウンド実施法にはスーパー三〇一条の強化を定めたばかりか、ウルグアイ・ラウンド協定と合衆国法が対立する場合は合衆国法が優先することが明記されているのです。なぜアメリカにはこんな身勝手が許されるのか。それは、協定が大国と多国籍企業の利益を優先させるだけではなく、アメリカなどの大企業の力づくの横暴に対する有効な歯止め措置を盛り込みます、これを容認する仕組みになっているからであります。

これらの点からも、国会が協定を抜本的に再検討することが必要なことは言うまでもありません。総理、外務大臣、アメリカがこついう態度をとっているときに、日本の政府が率先して唯々諾々と批准を進めようとする、こんな道理に合わせる卑屈な態度はないではありませんか。見解を求めます。(拍手)

日本国民にとって重大なことは、こうしたどんでもない主権侵害とともに、協定が日本国民に数々の重大な被害をもたらすものになっていることであります。

農産物貿易について、協定は、例外なき関税化、すなわち完全に自由化することをうたっています。米も、六年間の部分自由化の期間を過ぎれば、WTO加盟諸国の同意を得ない限り完全自由化に移行しなければならないことになります。世界的な食糧不足が警告されているなか、食糧自給率が四六%にまで落ち込んでいる我が国において、米を含む農産物の輸入自由化が強行されれば、農業の壊滅的打撃、地域経済の衰退、国土の荒廃にまでつながることはだれの目にも明らかであります。

そして、それは、あれこれの国内対策をとったとしても回避できるものではありません。そのことは、牛肉・オレンジの輸入自由化のその後の実態を見れば余りにも明らかであります。マラケシュ協定をきっぱり拒否することこそが最大の国内対策なのであります。農産物交渉の最高責任者の一人であつた塙飽元農林水産審議官も、農業のことを考えれば私はウルグアイ・ラウンドに参加するのは間違っていると言つても言い過ぎではないと思うと述べているではありませんか。総理、農水大臣、あなた方はどうぞ考えられませんか。

さらに、協定は、食品の安全問題でも重大な主権制限を盛り込んでいます。協定は、国民の命や健康の保護に必要な衛生防護措置を主権に属する問題であると一応は認めています。しかし、その権利は協定の諸条項に反しない限り認められるとしていることを義務づけています。さらに、輸入国が輸出国の衛生防護措置を受け入れよとの規定も設けられています。これでは、主権はあってなきがごときものであります。

国際基準とされているFAO・WHOのコードックス食品規格では、その食品安全基準や農業残留基準は日本の基準よりはるかに緩くなっています。しかも、その策定作業には多国籍企業が深く関与し、みずから世界的な食品貿易を拡大しようとしているのです。まさに、日本国民の命のための食品安全基準が多国籍企業の利益のために基準に属化されようとしているのではないか。このようなことは決して認めるわけにはなりません。総理の明確な御答弁を求めます。

また、政府は、皮革・靴、木材・繊維を始め、ほとんどすべての品目の大幅な関税率の引き下げを約束しました。これは、円高に苦しんでいた中小企業、業者に対してさらに壊滅的な打撃を与えるものです。総理、通産大臣、この影響についてどのように受けとめられていますか。明らかにしてください。

このように、協定は、大企業、多国籍企業の利益優先のもと、公平・平等の貿易原則を著しくゆがめるものであって、その受け入れは日本国民に重大な被害を与え、将来にわたって大きな禍根を残すものにならざるを得ません。今、発展途上国だけではなく、先進国においても協定の批准に反対する運動が広がってきています。

日本共産党は、国会がマラケシュ協定の批准をきっぱり拒否し、政府が、発展途上国を含むすべての国の国民生活の向上、公正公平・平等互恵の原則に立った国際貿易秩序確立の立場から、WTO諸協定の修正を求めて再交渉するよう強く要求して、質問を終わります。(拍手)

**[内閣総理大臣(村山富市君登壇)]** ○内閣総理大臣(村山富市君) 藤田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、今回の協定により米の輸入自由化を国民に迫ることは問題ではないかというお尋ねでございます。

政府といたしましては、ウルグアイ・ラウンド

決議の趣旨を体しながら、最大限の努力を行つて

きたところでござります。昨年十二月のウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れは、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功のために充分の貢献を果たすことが我が国の国際的責務であるとの観点から、ぎりぎりの交渉の結果として行われてきたものであることについて御理解をいただきたいと存じます。

次に、協定の国会審議の時間についてお尋ねがございましたが、政府といたしましては、世界貿易機関すなわちWTOを設立するマラケシュ協定の来年一月一日の発効に向けまして必要な作業を終了してきましたとござります。協定の国会提出以前の段階におきましても、同協定の概要を国会関係者等ができる限り早くかつ正確に知り得るよう各種の説明資料等を作成し、それらの内容の説明に努めてきた次第でござります。政府といたしましては、WTO協定及び関連法案の国会における審議が円滑に行われ、速やかに成立させていただくよう心からお願い申し上げる次第でござります。

次に、米国の実施法案についてのお尋ねがございました。

米国がWTO協定を締結する限り、そのすべての規定を誠実に履行する義務を負うことは当然であります。同法案は、米国としてWTO協定上の義務を履行できるよう必要な立法措置のすべてを盛り込んだものと承知をいたしております。これらの方は米政府も確認をしているところでござります。いずれにいたしましても、政府といたしましては、ウルグアイ・ラウンドの合意により、世界の市場拡大が図られ、中小企業も含めた我が国経済の長期的かつ安定的な発展に資するものと期待をしているところでござります。しかしながら、円高等を背景とした輸入品との競合によりまして既に影響を受けた中小企業等が多数存在することも厳しく認識をしております。しかしながら、円高等を背景とした輸入品との競合によりまして既に影響を受けた中小企業等が多数存在することも厳しく認識をしております。しかしながら、円高等を背景とした輸入品との競合によりまして既に影響を受けた中小企業等が多数存在することも厳しく認識をしております。

次に、関税率の引き下げによる中小企業者への影響に関するお尋ねがございましたが、政府といたしましては、ウルグアイ・ラウンドの合意により、世界の市場拡大が図られ、中小企業も含めた我が国経済の長期的かつ安定的な発展に資するものと期待をしております。しかしながら、円高等を背景とした輸入品との競合によりまして既に影響を受けた中小企業等が多数存在することも厳しく認識をしております。

次に、WTO協定の再交渉についてのお尋ねでございました。

協定上の紛争解決手続等の手段を利用していきたいと考えているところでござります。

次に、農業協定の受け入れに関するお尋ねがございました。

政府といたしましては、ウルグアイ・ラウンド

農業合意を含むWTO協定の来年一月一日の発効に向け、協定及び関連法案を今国会に提出したところでございまして、御審議の上、御承認を得た

協定の締結によって農家の方々が不安や動揺を来さないよう、去る十月二十五日に緊急農業農村対策本部において決定されました対策大綱に沿つて万全の国内対策を講じていく考えでござります。

次に、WTO協定の衛生植物検疫措置の適用に関する協定についてのお尋ねがございましたが、協定の締結によって農家の方々が不安や動揺を来さないよう、去る十月二十五日に緊急農業農村対策本部において決定されました対策大綱に沿つて万全の国内対策を講じていく考えでござります。

次に、WTO協定の衛生植物検疫措置の適用に関する協定についてのお尋ねがございましたが、協定の締結によって農家の方々が不安や動揺を来さないよう、去る十月二十五日に緊急農業農村対策本部において決定されました対策大綱に沿つて万全の国内対策を講じていく考えでござります。





第一は、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の強化についてであります。

公職の候補者等の選挙浄化に対する責任を問うという新たな観点から、候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、選挙運動の計画の立案調整または選挙運動に従事する者の指揮監督その他選挙運動の管理を行う者を「組織的選挙運動管理者等」として位置づけ、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯して禁錮以上の刑に処せられたときは、候補者等の当選は無効となります。とともに、連座裁判の確定のときから五年間当該候補者等の立候補を制限することといたします。また、この場合において、当該候補者等が衆議院議員の選挙における重複立候補者であつて、比例代表選挙の当選人となつたときは、当該比例代表選挙の当選は無効とすることといたしております。

次に、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の適用の免責についてであります。が、組織的選挙運動管理者等の買収罪等に該当する行為がおどりもしくは覆面により行われたものであるとき、またそのような行為を防止するため候補者等が相手の注意を怠らなかつたときは、連座制を適用しないことといたしております。

第二は、重複立候補者に対する連座制の強化についてであります。

さきに述べた要件に該当する政党は、名称、目的、主たる事務所の所在地、代表権を有する者の氏名、所属国会議員の氏名等を届け出るとともに、これにあわせて綱領、党則等の文書を提出して、中央選挙管理会の確認を受けることができる

第三は、法人の設立手続についてであります。さきに述べた要件に該当する政党は、名称、目的、主たる事務所の所在地、代表権を有する者の氏名、所属国会議員の氏名等を届け出るとともに、これにあわせて綱領、党則等の文書を提出して、中央選挙管理会の確認を受けることができる

第四は、政党助成法の改正についてであります。政党助成法に基づく政党交付金の交付の対象となる政党は、法人である政党に限ることといたします。

第五は、政党の解散等についてであります。法人である政党等は、任意に解散することがであります。が、そのほか、党則等で定める解散の事由が発生したとき、または目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、解散することといたしております。

第六は、政党の法人格の取得についてであります。政党は法人でなければならないこととし、もつて政黨は法人でなければなりません。この規定は、政黨の政治活動の健全な発達と民主政治の健全な発展に寄与しようとするものであります。

第七は、この法律の施行期日及び適用の時期についてであります。

二に、法人格を取得することができる政党の要件としては、客観的に明確な基準を用いることとし、具体的には国會議員の数及び国政選挙における得票率としたこと、第三に、政党の行う届け出についての確認は、国会の議決による指名に基づいて任命される委員から成る合議制の中央選挙管理会が行うこととしたこと、第四に、中央選挙管理会が行う確認については、届け出書等の形式上の不備等について行う、いわゆる形式的審査にとどめることとしたことであります。以上の措置によりまして、政党の政治活動の自由は十分に確保することができます。

以上が、本案の趣旨及び内容の概略であります。本案は、本日成案を得て、政治改革に関する調査特別委員会提出法律案とすることに決したものであります。本委員会におきましては、本案に関し政党の政治活動の自由に関する決議がなされましたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同あらんことをお願ひ申し上げます。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成七年三月、四月または五月に満了することとなりますが、前例にかんがみ、これらの選挙の期日を統一し、選挙の円滑な執行と執行経費の節減を図るとともに、国民の地方選挙に対する関心を高めようとするものであります。

本案におきましては、統一地方選挙の期日を、都道府県及び指定都市の選挙については平成七年四月九日、指定都市以外の市、特別区及び町村の選挙については同年四月二十三日といたしております。このほか、同時選挙の手続、重複立候補の

禁止、寄附等の禁止期間、共済給付金の特例等について所要の規定を設けております。

本案は、去る十月二十五日本委員会に付託され、本日野中自治大臣から提案理由の説明を聽取し、直ちに採決を行った結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん起立を求めます。

○議長(土井たか子君) 「賛成者起立」

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、三塚博さん外一十九名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治さん外十名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の両案につき採決いたします。

委員長の報告は、両案を併合して一案とし修正議決したものであります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

とにより、国民の負担の軽減を図る観点から、四十法律にわたる改正を取りまとめたものであります。本案は、第百二十九回国会に、本院において可決され、参議院において継続審査となつております。したが、今国会の去る十月二十八日参議院において原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本委員会におきましては、本日提案理由の説明を省略し、質疑及び討論の申し出もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

### 及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

### 付)

### （第百一十九回国会、内閣提出）（参議院送

### 別委員長後藤茂さん。

○議長(土井たか子君) 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

○議長(土井たか子君) 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。

○議長(土井たか子君) 委員長の報告を求めて、規制緩和に関する特

許可認可等の整理及び合理化に関する法律案

付)

○議長(土井たか子君) 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。

○議長(土井たか子君) 委員長の報告を求めて、規制緩和に関する特

別委員長後藤茂さん。

付)

○議長(土井たか子君) 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

付)

### 出席國務大臣

### 内閣総理大臣

### 外務大臣

### 大蔵大臣

### 文部大臣

### 農林水産大臣

### 通商産業大臣

### 自治大臣

### 大蔵大臣

### 武村正義君

### 与謝野馨君

### 河野洋平君

### 橋本龍太郎君

### 田中真紀子君

### 鶴男君

### 山口

### 富士君

### 大河原太一郎君

### 大河原君

### 野中広務君



官 報 (号外)

平成六年十一月二日 衆議院会議録第十号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

行政改革委員会設置法案(第二百一十九回国会内閣提出、本院統審査)、自衛隊法の一部を改正する法律案(第二百一十八回国会内閣提出、本院統審査)

(議案通知書受領)

一、去る十月二十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十月二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

平成六年十月四日 内閣総理大臣 村山 富市

右

国会に提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

第一条 公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「補欠選挙の特例」に「別表第一」を「別表第三」に加える。

第十三条第一項の改正規定中「別に法律」を「別表第一」に改める。

第十三条第二項の改正規定中「別表第一」に掲げる」を削る。

第十三条规定する改正規定の中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第五項中「第一項に規定する法律で定める選挙区」を「別表第一」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

第十四条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一の改正規定を削る。

別表第一の改正規定中「別表第一」を次のように改める」を「別表第二」中「別表第一」を「別表第三」と「(第十四条関係)」に改め、同表を別表第三とし、「別表第一」の次に次の一表を加える」に、「別表第一」を「別表第二」に改める。

附則の改正規定の次に次のように加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十三条関係)

第一区	札幌市	留萌市	第七区	札幌市	小樽市
第二区	札幌市	稚内市	第八区	旭川市	江別市
第三区	札幌市	千歳市	第九区	恵庭市	千歳市
第四区	札幌市	石狩支厅管内	第十区	石狩支厅管内	厚別区
手稲区	札幌市	留萌支厅管内	十一区	札幌市	第五区
笠原区	札幌市	稚内市	十二区	札幌市	深川市
赤平区	札幌市	千歳市	十三区	札幌市	歌志内市
芦別区	札幌市	留萌市	十四区	札幌市	空知支厅管内
美唄市	札幌市	千歳市	十五区	札幌市	深川市
夕張市	札幌市	千歳市	十六区	札幌市	歌志内市
岩見沢市	札幌市	留萌市	十七区	札幌市	厚別区
三笠市	札幌市	稚内市	十八区	札幌市	第五区
黒石市	札幌市	千歳市	十九区	札幌市	深川市
西津軽郡	札幌市	留萌市	二十区	札幌市	歌志内市

第一区	青森市	根室市	第一区	青森県
第二区	五所川原市	釧路支厅管内	第二区	青森県
第三区	東津軽郡	根室支厅管内	第三区	青森県
第四区	北津軽郡	釧路支厅管内	第四区	青森県
第五区	下北郡	根室支厅管内	第五区	青森県
第六区	十和田市	釧路支厅管内	第六区	青森県
第七区	三沢市	根室支厅管内	第七区	青森県
第八区	むつ市	釧路支厅管内	第八区	青森県
第九区	大館市	根室支厅管内	第九区	青森県
第十区	伊達市	釧路支厅管内	第十区	青森県
十一区	胆振支厅管内	根室支厅管内	十一区	青森県
十二区	渡島支厅管内	釧路支厅管内	十二区	青森県
十三区	上川支厅管内	根室支厅管内	十三区	青森県
十四区	宗谷支厅管内	釧路支厅管内	十四区	青森県
十五区	留萌支厅管内	根室支厅管内	十五区	青森県
十六区	稚内市	釧路支厅管内	十六区	青森県
十七区	稚内市	根室支厅管内	十七区	青森県
十八区	稚内市	釧路支厅管内	十八区	青森県
十九区	稚内市	根室支厅管内	十九区	青森県
二十区	稚内市	釧路支厅管内	二十区	青森県

官 報 (号外)

第一区	岩手県
第二区	中津軽郡
第三区	南津軽郡
第四区	盛岡市
第五区	大船渡市
第六区	久慈市
第七区	二戸市
第八区	伊豆市
第九区	岩手市
第十区	大槌町
第十一区	釜石市
第十二区	陸前高田市
第十三区	西磐井郡
第十四区	東磐井郡
第十五区	上閉伊郡
第十六区	氣仙郡
第十七区	胆和郡
第十八区	北江郡
第十九区	花巻市
第二十区	水沢市
第二十一区	宮沢村
第二十二区	賀貫村
第二十三区	上刺村
第二十四区	卷沢村
第二十五区	城郡
第二十六区	郡
第二十七区	郡
第二十八区	郡
第二十九区	市
第三十区	市
第三十一区	市
第三十二区	市
第三十三区	市
第三十四区	市
第三十五区	市
第三十六区	市
第三十七区	市
第三十八区	市
第三十九区	市
第四十区	市
第四十一区	市
第四十二区	市
第四十三区	市
第四十四区	市
第四十五区	市
第四十六区	市
第四十七区	市
第四十八区	市
第四十九区	市
第五十区	市
第五十一区	市
第五十二区	市
第五十三区	市
第五十四区	市
第五十五区	市
第五十六区	市
第五十七区	市
第五十八区	市
第五十九区	市
第六十区	市
第六十一区	市
第六十二区	市
第六十三区	市
第六十四区	市
第六十五区	市
第六十六区	市
第六十七区	市
第六十八区	市
第六十九区	市
第七十区	市
第七十一区	市
第七十二区	市
第七十三区	市
第七十四区	市
第七十五区	市
第七十六区	市
第七十七区	市
第七十八区	市
第七十九区	市
第八十区	市
第八十一区	市
第八十二区	市
第八十三区	市
第八十四区	市
第八十五区	市
第八十六区	市
第八十七区	市
第八十八区	市
第八十九区	市
第九十区	市
第九十一区	市
第九十二区	市
第九十三区	市
第九十四区	市
第九十五区	市
第九十六区	市
第九十七区	市
第九十八区	市
第九十九区	市
第一百区	市

平成六年十一月一日 衆議院会議録第十号 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第一区	仙台市
第二区	若林区
第三区	宮城野区
第四区	泉区
第五区	三井区
第六区	白石区
第七区	名取区
第八区	角田区
第九区	亘理区
第十区	伊具区
第十一区	田代区
第十二区	沼田区
第十三区	美川城區
第十四区	鹿生田卷区
第十五区	吉米原造沼区
第十六区	秋田市
第十七区	鹿田区
第十八区	秋田市
第十九区	男秋田市
第二十区	河南市

第一区	新庄市
第二区	能代市
第三区	大館市
第四区	秋田市
第五区	山形市
第六区	山形市
第七区	山形市
第八区	山形市
第九区	山形市
第十区	山形市
第十一区	山形市
第十二区	山形市
第十三区	山形市
第十四区	山形市
第十五区	山形市
第十六区	山形市
第十七区	山形市
第十八区	山形市
第十九区	山形市
第二十区	山形市
第二十一区	山形市
第二十二区	山形市
第二十三区	山形市
第二十四区	山形市
第二十五区	山形市
第二十六区	山形市
第二十七区	山形市
第二十八区	山形市
第二十九区	山形市
第三十区	山形市
第三十一区	山形市
第三十二区	山形市
第三十三区	山形市
第三十四区	山形市
第三十五区	山形市
第三十六区	山形市
第三十七区	山形市
第三十八区	山形市
第三十九区	山形市
第四十区	山形市
第四十一区	山形市
第四十二区	山形市
第四十三区	山形市
第四十四区	山形市
第四十五区	山形市
第四十六区	山形市
第四十七区	山形市
第四十八区	山形市
第四十九区	山形市
第五十区	山形市
第五十一区	山形市
第五十二区	山形市
第五十三区	山形市
第五十四区	山形市
第五十五区	山形市
第五十六区	山形市
第五十七区	山形市
第五十八区	山形市
第五十九区	山形市
第六十区	山形市
第六十一区	山形市
第六十二区	山形市
第六十三区	山形市
第六十四区	山形市
第六十五区	山形市
第六十六区	山形市
第六十七区	山形市
第六十八区	山形市
第六十九区	山形市
第七十区	山形市
第七十一区	山形市
第七十二区	山形市
第七十三区	山形市
第七十四区	山形市
第七十五区	山形市
第七十六区	山形市
第七十七区	山形市
第七十八区	山形市
第七十九区	山形市
第八十区	山形市
第八十一区	山形市
第八十二区	山形市
第八十三区	山形市
第八十四区	山形市
第八十五区	山形市
第八十六区	山形市
第八十七区	山形市
第八十八区	山形市
第八十九区	山形市
第九十区	山形市
第九十一区	山形市
第九十二区	山形市
第九十三区	山形市
第九十四区	山形市
第九十五区	山形市
第九十六区	山形市
第九十七区	山形市
第九十八区	山形市
第九十九区	山形市
第一百区	山形市

第一区	西河郡
第二区	北上郡
第三区	最上郡
第四区	村山郡
第五区	大館郡
第六区	鶴岡郡
第七区	酒田郡
第八区	田川郡
第九区	福島郡
第十区	喜多方郡
第十一区	会津若松市
第十二区	会津郡
第十三区	南会津郡
第十四区	北耶郡
第十五区	大河郡
第十六区	喜多方市
第十七区	会津郡
第十八区	会津郡
第十九区	北耶郡
第二十区	大河郡
第二十一区	喜多方市
第二十二区	会津郡
第二十三区	北耶郡
第二十四区	大河郡
第二十五区	喜多方市
第二十六区	会津郡
第二十七区	北耶郡
第二十八区	大河郡
第二十九区	喜多方市
第三十区	会津郡
第三十一区	北耶郡
第三十二区	大河郡
第三十三区	喜多方市
第三十四区	会津郡
第三十五区	北耶郡
第三十六区	大河郡
第三十七区	喜多方市
第三十八区	会津郡
第三十九区	北耶郡
第四十区	大河郡
第四十一区	喜多方市
第四十二区	会津郡
第四十三区	北耶郡
第四十四区	大河郡
第四十五区	喜多方市
第四十六区	会津郡
第四十七区	北耶郡
第四十八区	大河郡
第四十九区	喜多方市
第五十区	会津郡
第五十一区	北耶郡
第五十二区	大河郡
第五十三区	喜多方市
第五十四区	会津郡
第五十五区	北耶郡
第五十六区	大河郡
第五十七区	喜多方市
第五十八区	会津郡
第五十九区	北耶郡
第六十区	大河郡
第六十一区	喜多方市
第六十二区	会津郡
第六十三区	北耶郡
第六十四区	大河郡
第六十五区	喜多方市
第六十六区	会津郡
第六十七区	北耶郡
第六十八区	大河郡
第六十九区	喜多方市
第七十区	会津郡
第七十一区	北耶郡
第七十二区	大河郡
第七十三区	喜多方市
第七十四区	会津郡
第七十五区	北耶郡
第七十六区	大河郡
第七十七区	喜多方市
第七十八区	会津郡
第七十九区	北耶郡
第八十区	大河郡
第八十一区	喜多方市
第八十二区	会津郡
第八十三区	北耶郡
第八十四区	大河郡
第八十五区	喜多方市
第八十六区	会津郡
第八十七区	北耶郡
第八十八区	大河郡
第八十九区	喜多方市
第九十区	会津郡
第九十一区	北耶郡
第九十二区	大河郡
第九十三区	喜多方市
第九十四区	会津郡
第九十五区	北耶郡
第九十六区	大河郡
第九十七区	喜多方市
第九十八区	会津郡
第九十九区	北耶郡
第一百区	大河郡

官 報 (号 外)

平成六年十一月一日 衆議院会議録第十号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

新利根村	阿見町	美浦村	江戸崎町	稻敷市	久手市	大洗町	内原町	茨城郡	鹿島郡	行方郡	西茨城郡	茨城郡	真壁郡	常北町	笠間市	下妻市	茨城郡	茨城郡	茨城郡	茨城郡	茨城郡	茨城郡	第五区
------	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

鹿沼市	内川町	宇都宮市	第一区	猿結村	岩水村	古河村	第七区	筑新村	稻石村	土浦市	第六区	多賀村	高萩市	日立市	第五区	那珂勝田	那珂市	常陸太田市	北相馬郡	桜川村	河内村	第四区
	上三川町	南河内町		板島村	城井村	河道村	第七区	波治村	稻敷村	岡浦村	第七区	茨城郡	那珂市	那珂市		那珂市	那珂市	那珂市	那珂市	那珂市	第五区	

太田市	第三区	山田郡	笠置町	藪塚町	田波崎町	新佐木町	伊桐生町	利勢沼前区	利勢沼前区	安佐木郡	足利郡	第五区	下芳郡	真小郡	那須郡	塙原郡	大田郡	河内郡	今市	日光市	第三区
										木利郡	木利郡	木利郡	木利郡	木利郡	木利郡	木利郡	木利郡	木利郡	木利郡		

与野市	六五野区	大宮市	新和志市	朝霞市	戸越区	草谷区	越ヶ谷区	鳩川区	蕨浦区	吾妻郡	甘北郡	群馬郡	安富郡	波勝郡	第五区	多野郡	高岡郡	邑乐郡	新尾田郡	新館田島郡	第四区
										玉郡	水穂郡	安中郡	富岡郡	川中郡		岡郡	高崎郡	尾樂郡	新田郡		

官 報 (号外)

川岡江里玉父谷庄父一企區	大兒秩深本秩十比鶴ヶ島戸	坂東松毛呂山間高間山能	入日狭飯三三大井間	川越市見市澤	第十七区	北足立郡市市市
本部町町郡郡市市市	市市市市市市市	市市市市市市市	市市市市市市市	市市市市市市市	第八区	上福岡市市市

市原市区千葉市若葉市	市原市区千葉市花見川市	市原市区千葉市美浜区	市原市区千葉市稻毛区	市原市区千葉市中央区	市原市区千葉市北葛飾区	市原市区千葉市幸手市	市原市区千葉市潮南埼玉郡	市原市区千葉市春喜田市	市原市区千葉市久喜田市	市原市区千葉市大里妻沼町	市原市区千葉市須生田市	市原市区千葉市行加羽田市	市原市区千葉市里生田市	市原市区千葉市花園町	市原市区千葉市寄居町
------------	-------------	------------	------------	------------	-------------	------------	--------------	-------------	-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	------------	------------

成佐子原市田市	成佐子原市田市印旛郡八街市	佐倉市	柏原市	我孫子市	柏原市										
---------	---------------	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

大田区大田区大田区														
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

平成六年十一月一日 総議院会議録第十号 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一一〇

第一区	大田区	千束特別出張所管内	足立区	谷原出張所管内
第二区	大田区	矢口特別出張所管内(千鳥一丁目、千鳥二丁目及び千鳥三丁目に属する区域に限る。)	石神井出張所管内	関出張所管内
第三区	大田区	小笠原支庁管内	上石神井出張所管内	大泉東出張所管内
第四区	大田区	三宅支庁管内	大泉西出張所管内	大泉北出張所管内
第五区	大田区	八丈支庁管内	第九区に属しない区域	第九区に属しない区域
第六区	世田谷区	世田谷区下馬出張所管内	第十区	谷原出張所管内
第七区	世田谷区	世田谷区上馬出張所管内	十一区	石神井出張所管内
第八区	世田谷区	世田谷区奥沢出張所管内	十二区	関出張所管内
第九区	世田谷区	世田谷区九品仏出張所管内	十三区	上石神井出張所管内
第十区	世田谷区	世田谷区上野毛出張所管内	十四区	大泉東出張所管内
第十一区	世田谷区	世田谷区用賀出張所管内	十五区	大泉西出張所管内
第十二区	世田谷区	世田谷区深沢出張所管内	十六区	大泉北出張所管内
第十三区	足立区	第五区に属しない区域	十七区	第九区に属しない区域
第十四区	足立区	第一区に属しない区域	十八区	第十区に属しない区域
第十五区	荒川区	第一区に属しない区域	十九区	第十一区に属しない区域
第十六区	江戸川区	第一区に属しない区域	二十区	第十二区に属しない区域
第十七区	江戸川区	第一区に属しない区域	二十一区	第十三区に属しない区域
第十八区	葛飾区	第一区に属しない区域	二十二区	第二十五回
第十九区	江戸川区	第一区に属しない区域	二十三区	第二十二回
第二十区	江戸川区	第一区に属しない区域	二十四区	第二十三回
第二十一区	昭島市	第一区に属しない区域	二十五区	第二十四回
第一区	日野市	第一区に属しない区域	二十六区	第二十五回
第二区	府中市	第一区に属しない区域	二十七区	第二十二回
第三区	稲城市	第一区に属しない区域	二十八区	第二十三回
第四区	多摩市	第一区に属しない区域	二十九区	第二十五回
第五区	町田市	第一区に属しない区域	三十区	第二十二回
第六区	青梅市	第一区に属しない区域	三十一区	第二十三回
第七区	福生市	第一区に属しない区域	三十二区	第二十五回
第八区	川村市	第一区に属しない区域	三十三区	第二十二回
第九区	羽村市	第一区に属しない区域	三十四区	第二十三回
第十区	西多摩郡	第一区に属しない区域	三十五区	第二十五回
第十一区	福生市	第一区に属しない区域	三十六区	第二十二回
第十二区	多摩市	第一区に属しない区域	三十七区	第二十三回
第十三区	稲城市	第一区に属しない区域	三十八区	第二十五回
第十四区	大和市	第一区に属しない区域	三十九区	第二十二回
第十五区	立川市	第一区に属しない区域	四十区	第二十三回
第十六区	国分寺市	第一区に属しない区域	四十一区	第二十五回
第十七区	小金井市	第一区に属しない区域	四十二区	第二十二回
第十八区	三鹰市	第一区に属しない区域	四十三区	第二十三回
第十九区	武藏野市	第一区に属しない区域	四十四区	第二十五回
第二十区	江戸川区	第一区に属しない区域	四十五区	第二十二回
第二十一区	昭島市	第一区に属しない区域	四十六区	第二十三回
第一区	横浜市	第一区に属しない区域	四十七区	第二十五回
第二区	横浜市	第一区に属しない区域	四十八区	第二十二回
第三区	横浜市	第一区に属しない区域	四十九区	第二十三回
第四区	横浜市	第一区に属しない区域	五十区	第二十五回
第五区	横浜市	第一区に属しない区域	五十一区	第二十二回
第六区	横浜市	第一区に属しない区域	五十二区	第二十三回
第七区	横浜市	第一区に属しない区域	五十三区	第二十五回
第八区	横浜市	第一区に属しない区域	五十四区	第二十二回
第九区	横浜市	第一区に属しない区域	五十五区	第二十三回
第十区	横浜市	第一区に属しない区域	五十六区	第二十五回
第十一区	横浜市	第一区に属しない区域	五十七区	第二十二回
第十二区	横浜市	第一区に属しない区域	五十八区	第二十三回
第十三区	横浜市	第一区に属しない区域	五十九区	第二十五回
第十四区	横浜市	第一区に属しない区域	六十区	第二十二回
第十五区	横浜市	第一区に属しない区域	六十一区	第二十三回
第十六区	横浜市	第一区に属しない区域	六十二区	第二十五回
第十七区	横浜市	第一区に属しない区域	六十三区	第二十二回
第十八区	横浜市	第一区に属しない区域	六十四区	第二十三回
第十九区	横浜市	第一区に属しない区域	六十五区	第二十五回
第二十区	横浜市	第一区に属しない区域	六十六区	第二十二回
第二十一区	横浜市	第一区に属しない区域	六十七区	第二十三回
第二十二区	横浜市	第一区に属しない区域	六十八区	第二十五回
第二十三区	横浜市	第一区に属しない区域	六十九区	第二十二回
第二十四区	横浜市	第一区に属しない区域	七十区	第二十三回
第二十五区	横浜市	第一区に属しない区域	七十一区	第二十五回
第二十六区	横浜市	第一区に属しない区域	七十二区	第二十二回
第二十七区	横浜市	第一区に属しない区域	七十三区	第二十三回
第二十八区	横浜市	第一区に属しない区域	七十四区	第二十五回
第二十九区	横浜市	第一区に属しない区域	七十五区	第二十二回
第三十区	横浜市	第一区に属しない区域	七十六区	第二十三回

官 報 (号外)

第五区	横浜市	戸塚区	横浜市	第六区	横浜市	泉区	横浜市	第七区	横浜市	保土ヶ谷区	横浜市	第八区	横浜市	緑区	横浜市	第九区	川崎市	宮前区	川崎市	十区	川崎市	幸生多麻生区	川崎市	第十一区	横須賀市	第三浦市	高座沢市	大和市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	--------	-----	------	------	------	------	-----

第七区に属しない区域

第十四区	海老名市	相模原市	綾瀬市	中間市	平塚市	茅ヶ崎市	厚木市	伊勢原市	秦野市	小田原市	足柄上郡	足柄下郡	新津市	渡羽島崎	西蒲原	佐刈三	北蒲原郡	中蒲原郡	北豊五村新発田区	第一区	第二区	第三区	第十七区	第十六区	第十五区	第十四区
------	------	------	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	------	------	------	-----	------	-----	-----	------	------	----------	-----	-----	-----	------	------	------	------

県

第四区	東蒲原郡	岩船郡	村松町	三条市	茂津条	見附市	板橋市	白石市	長岡市	南蒲原郡	小須戸町	横越村	根岸市	中古志	北魚沼郡	上魚沼郡	新井郡	中魚沼郡	西魚沼郡	東魚沼郡	上新川郡	黒滑魚津郡	第一山区	第二山区	第三山区
-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	------	------	-----	------	------	------	------	-------	------	------	------

県

第三区	中新川郡	下新川郡	高岡市	石川市	西礪波郡	東礪波郡	射水市	小矢部市	見瀬市	新湊市	高見市	金沢市	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	第十一区	第十二区	第十三区	第十四区
-----	------	------	-----	-----	------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------

県

官 報 (号 外)

平成六年十一月一日 衆議院会議録第十号 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第一区	長野市	第一区	北巨摩郡	第一区	東山梨郡	第一区	大遠山郡	第一区	今坂郡
第一区	長野市	第二区	中南巨摩郡	第二区	南留都	第二区	三丹郡	第二区	大鷲郡
			北巨摩郡		西留都		南小郡		勝山郡
			南巨摩郡		東代郡		武敦郡		大野郡
			巨摩郡		八代郡		生賀郡		江山郡
			摩郡		留市		浜生郡		野郡
			郡		市		郡		市
			市		市		市		市
			縣		縣		縣		縣

第一区	上駒伊那郡	第一区	木賊曾根郡	第一区	塩上郡	第一区	更北郡	第一区	下水内郡	第一区	下水内郡	第一区	飯高郡	第一区	中井郡	第一区	須坂郡
第一区	五ヶ根郡	第一区	訪谷郡	第一区	茅野郡	第一区	佐久郡	第一区	大岡郡	第一区	大岡郡	第一区	安曇郡	第一区	南安曇郡	第一区	東筑摩郡
	市		市		市		市		市		市		村		村		町
	市		市		市		市		市		市		郡		郡		本
	市		市		市		市		市		市		郡		郡		市
													郡		郡		市
													郡		郡		市
													郡		郡		市

第一区	惠土郡	第一区	惠瑞郡	第一区	中多治郡	第一区	吉大郡	第一区	益可郡	第一区	可加郡	第一区	可美濃郡	第一区	高城郡	第一区	武山郡	第一区	本羽郡	第一区	各羽郡	第一区	美蘭郡	第一区	指安郡	第一区	不養郡	第一区	海大郡	第一区	岐阜郡	第一区	下伊那郡	
第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	第一区	岐阜郡	
	市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市	
	市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市		市	

第一区	下伊東郡	第一区	三熱郡	第一区	駿東郡	第一区	七島郡	第一区	御殿場郡	第一区	沼津郡	第一区	富士郡	第一区	富士郡	第一区	富士郡	第一区	富士郡	第一区	原水郡	第一区	第五郡	第一区	清原郡	第一区	第六郡	第一区	第七郡	第一区	第一静岡郡		
第一区	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		

官 報 (号外)

賀茂郡  
田方郡

第八区

相生町、葵町、葵東一丁目、葵東二丁目、  
青屋町、浅田町、旭町、小豆餅一丁目、小豆餅二丁目、小豆餅三丁目、小豆餅四丁目、有玉北町、有玉西町、有玉南町、安新町、安間町、飯田町、池町、石原町、泉町、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、泉四丁目、板屋町、市野町、植松町、瓜内町、江之島町、海老塚町、海老塚一丁目、海老塚二丁目、遠州浜一丁目、遠州浜二丁目、遠州浜三丁目、遠州浜四丁目、老間町、大蒲町、大島町、大瀬町、大塚町、大柳町、卸本町、尾張町、恩地町、笠井町、笠井上上島三丁目、上島四丁目、上島五丁目、上島六丁目、上島七丁目、神田町、上西町、鴨江町、鴨江一丁目、鴨江二丁目、鴨江三丁目、鴨江四丁目、河輪町、北島町、北田町、北寺島町、木戸町、貴平町、国吉町、倉松町、元町、小池町、神立町、糸屋町、御給町、小沢渡町、子安町、材木町、幸一丁目、幸二丁目、幸三丁目、幸四丁目、幸五丁目、栄町、看町、篠ヶ瀬町、佐藤町、佐鳴台一丁目、佐鳴台二丁目、佐鳴台三丁目、佐鳴台四丁目、佐鳴台五丁目、佐鳴台六丁目、参野町、三新町、三和町、塙町、鹿谷町、蜆塙二丁目、佐鳴台三丁目、蜆塙三丁目、蜆塙四丁目、十軒町、四本松町、下飯田町、下池川町、下石田町、下江町、将監町、常光町、城北一丁目、城北二丁目、城北三丁目、白鳥町、白羽町、新貝町、新津町、新町、神明町、菅原町、助信町、頭陀寺町、砂山町、住吉一丁目、住吉

二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、西伝寺町、横志町、早出町、田町、大工町、高町、高丘町、高林町、高林一丁目、高林二丁目、高林三丁目、高林四丁目、高林五丁目、田尻町、立野町、千歳町、堤町、恒武町、都盛町、鶴見町、寺島町、寺脇町、天神町、天王町、云馬町、天龍川町、利町、常盤町、高塚町、富屋町、富吉町、豊西町、中郡町、中里町、中沢町、中島町、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、中田町、長田町、中田島町、長鶴町、中野町、中山町、茄子町、名塚町、平田町、成子町、西町、西浅田一丁目、西浅田二丁目、西伊場町、西ヶ崎町、西島町、西塚町、新橋町、布橋二丁目、布橋二丁目、布橋三丁目、岸野町、野口町、法枝町、萩丘一丁目、萩丘二丁目、萩丘三丁目、萩丘四丁目、萩丘五丁目、旅籠町、八幡町、早馬町、原島町、半田町、東町、東伊場一丁目、東伊場二丁目、東田町、曳馬町、曳馬一丁目、曳馬二丁目、曳馬三丁目、曳馬四丁目、曳馬五丁目、曳馬六丁目、広沢一丁目、広沢二丁目、広沢三丁目、福島町、福塚町、船越町、文丘町、古川町、芳川町、細島町、本郷町、馬込町、松江町、松小池町、松島町、松城町、丸塚町、三組町、三島町、南浅田一丁目、南浅田二丁目、南伊場町、宮竹町、向宿一丁目、向宿二丁目、向宿三丁目、元魚町、元城町、元浜町、森田町、菜師町、菜新町、安松町、山下町、山手町、豊町、楊子町、米津町、龍光町、龍禪寺町、流通元町、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、連尺町、和合町、和地山一丁目、和地山二丁目、和地山三丁目、和田町、渡瀬町

第八区に属しない区域

第八区

浜松市

第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区
浜名郡	守山区	名古屋市	昭和区	瑞穂区	中川区	天竜市
引佐郡	名古屋市	名古屋市	天白区	南区	春日井市	磐田市

第十一区	第十二区	第十三区	第十四区	第十五区	第十六区	第十七区
豊田市	西加茂郡	西尾崎郡	西岡崎郡	西瀬戸郡	西春日井郡	小牧市
大府市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	西春日井郡

官報(号外)

第三 四日市市 三鷹 重山 郡市	第二 四日市市 四日市常磐地区市民センター管内 四日市日永地区市民センター管内 四日市四郷地区市民センター管内 四日市内部地区市民センター管内 四日市塩浜地区市民センター管内 四日市小山田地区市民センター管内 四日市川島地区市民センター管内 四日市中部地区市民センター管内	第一 名阿安名上津 賀山芸張野 重 四日市市	第五 渥美 橋 市 区	第六 宝飯 樂 市 市	第七 北設 樂 市 市	第八 新蒲郡 城 市 市	第九 刈谷市 知立市 浜川市 市 市	第十 刈谷市 知立市 浜川市 市 市
------------------------------	---	------------------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

第三 四日市市 蒲生八日近江八幡市 長浜根市 市	第二 二区 高滋大島 彦津 市 市	第一 南北志度 牟婁 滋 市 市	第五 多飯一久松 氣南志居 市 市	第六 桑名 朝日 市 市	第七 桑名 越日 市 市	第八 員弁重 野 市 市	第九 名井重 野 市 市	第十 鈴鹿郡 市 町
--------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------

第二区に属しない区域

第三 四日市市 船井北桑岡西京都 右京都 市 市	第二 四区 京向長岡京 右京都 市 市	第一 第三 京都 乙訓 日伏見 都 市 市	第五 京山東 京都 市 市	第六 京左 京都 市 市	第七 京下 京都 市 市	第八 京中 京都 市 市	第九 京北 京都 市 市	第十 甲野栗守 京都 市 市	第十一 伊東坂 浅香 田 上 知 崎 市 市
---	------------------------------------	--	---------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------	--

府

第三 四日市市 西住吉成 正之江 市 市	第二 大阪 大正 市 市	第一 大 阪 市 市	第五 第六 相模 久八 城 字 治 陽 治 市 市	第七 熊竹 中与 加天 宮綾 舞福 野 野 謝佐 田津 部鶴 市 市
-------------------------------------	--------------------------	------------------------	---	--

官 報 (号外)

第十二区 大東市 寝屋川市	第十三区 交野市 高槻市 枚方市 箕面市 池田市 能美市 木田市 中区 市 市 市 市	第十四区 大阪市 此花区 西淀川区 淀川区 东淀川区 区 区 区 区 市	第十五区 門守市 鶴見市 真口市 吹田市 摄津市 市 市 市 市 市	第十六区 大阪市 狭山市 河内長野市 南河内郡 市	第十七区 堺市 本府管内 神石出張所管内 百舌鳥出張所管内 金岡出張所管内 五ヶ莊出張所管内 日置莊出張所管内 北八下出張所管内 南八下出張所管内 新金岡出張所管内 登美丘出張所管内	第十八区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第十九区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市
---------------------	---	--	--	--	--	---	---

平成六年十一月一日

衆議院会議録第十号 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第十九区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第十八区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第十七区 堺市 本府管内 神石出張所管内 百舌鳥出張所管内 金岡出張所管内 五ヶ莊出張所管内 日置莊出張所管内 北八下出張所管内 南八下出張所管内 新金岡出張所管内 登美丘出張所管内	第十六区 大阪市 狭山市 河内長野市 南河内郡 市	第十五区 門守市 鶴見市 真口市 吹田市 摄津市 市 市 市 市 市	第十四区 大阪市 此花区 西淀川区 淀川区 东淀川区 区 区 区 区 市	第十三区 交野市 高槻市 枚方市 箕面市 池田市 能美市 木田市 中区 市 市 市 市
---	---	--	--	--	--	---

第十九区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第二十区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第二十一区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第二十二区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第二十三区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第二十四区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第二十五区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市	第二十六区 泉佐野市 貝塚市 岸和田市 大津市 和泉市 高石市 泉郡 市
---	---	--	--	--	--	--	--

第二十二区 天理市 大和郡山市	第二十三区 添奈一上良区 奈良郡	第二十四区 宍佐赤穂郡 栗用穗郡 保崎郡 磨穂郡 野生郡	第二十五区 赤龍郡 相生郡 高砂郡	第二十六区 相生郡 加古川郡 明石郡 洲本郡 芦屋郡 伊丹市	第二十七区 尼崎市 西宮市 宝塚市 伊丹市	第二十八区 尼崎市 西宮市 宝塚市 伊丹市	第二十九区 尼崎市 西宮市 宝塚市 伊丹市
-----------------------	------------------------	---	----------------------------	--	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

八平出 隠能 八安松 日西 東境米 東氣八岩  
宍玉 東田雲 岐義 東雲 出雲 関町 美保關 島根 島鹿 東來江 一島野伯 岸伯 荣条 伯港子 区  
道湯 郡市  
町町 郡市  
第 第 第

中野一丁目、関西町、神田町一丁目、神北方三丁目、北方四丁目、北長瀬、北長瀬表町一丁目、北長瀬本町、京橋町、京橋南町、京町、京山一丁目、京山二丁目、久米、桑田町、厚生町一丁目、厚生町二丁目、厚生町三丁目、岡南町一丁目、岡南町二丁目、高野尻、国体町、寿町、幸町、鹿田町一丁目、鹿田町二丁目、鹿田本町、市場一丁目、市場二丁目、島田本町一丁目、島田本町二丁目、下石井一丁目、下石井二丁目、下伊福一丁目、下伊福二丁目、下伊福上町、下伊福西町、下伊福本町、下内田町、下中野、下牧、宿、宿本町、昭和町、白石、白石西新町、白石東新町、新福一丁目、新福二丁目、新保、新道、新屋敷町一丁目、新屋敷町二丁目、新屋敷町三丁目、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、清輝橋一丁目、清輝橋二丁目、清輝橋三丁目、清輝橋四丁目、清輝本町、清心町、船頭町、大安寺中町、大安寺西町、大安寺東町、大安寺南町一丁目、大安寺南町二丁目、大学町、大供一丁目、大供二丁目、大供三丁目、大供表町、大供本町、高柳西町、高柳東町、立川町、辰巳、田中、谷万成一丁目、谷万成二丁目、玉柏、田町一丁目、田町二丁目、築港町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港新町三丁目、築港绿町一丁目、築港绿町二丁目、築港绿町三丁目、築港元町、千鳥町、中央町、津倉町一丁目、津倉町二丁目、津島、津島京町一丁目、津島京町二丁目、津島京町三丁目、津島築港の木町、津島築港が瀬、津島中一丁目、津島中二丁目、津島中三丁目、津島新野一丁目、津島新野二丁目、津島西坂一丁目、津島西坂二丁目、津島西坂三丁目、

# 官報(号外)

津島東一丁目、津島東二丁目、津島東三丁目、津島東四丁目、津島福居一丁目、津島福居二丁目、津島本町、津島南一丁目、津島南二丁目、天神町、問屋町、十日市中町、十日市西町、十日市東町、当新田、磨屋町、富田、富浜町、富町一丁目、富町二丁目、豊成、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、富田町一丁目、富田町二丁目、中井町一丁目、中井町二丁目、中山下一丁目、中山下二丁目、中島田町一丁目、中島田町二丁目、中仙道、中牧、七日市西町、七日市東町、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、錦町、西崎一丁目、西崎二丁目、西崎本町、西島田町、西長瀬、西之町、西野山町、西古松、西古松一丁目、西古松二丁目、西古松西町、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田屋町一丁目、野田屋町二丁目、野殿西町、野殿東町、烟舎、花尻、花尻あかね町、花尻ききょう町、花尻みどり町、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田屋町一丁目、野田屋町二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、原、蕃山村、半田町、番町一丁目、番町二丁目、東島田町一丁目、東島田町二丁目、東中央町、東野山町、東古松、東古松一丁目、東古松二丁目、東古松三丁目、東古松四丁目、東古松五丁目、東古松六丁目、日吉町、平田、平福一丁目、平福二丁目、広瀬町、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福成四丁目、福成中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福成四丁目、福成中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、舟橋町、兵團、平和町、法界院、奉還町一丁目、奉還町二丁目、奉還

第四区	久英勝	苦真和赤備	津玉	第三区	岡山市	第一区に属しない区域	町三丁目、奉還町四丁目、本町、松浜町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、万成西町、万成東町、万倍、三門中町、三門西町、三門東町、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目、南方五丁目、南中央町、三野、三野一丁目、三野二丁目、三野三丁目、三野本町、三浜町、三浜町二丁目、三浜町三丁目、矢坂西町、矢坂東町、矢坂本町、柳町一丁目、柳町二丁目、弓之町、米倉、理大町、若葉町、山科町、大和町一丁目、大和町二丁目、弓之町、米倉、理大町、若葉町
	米田	田田田田	邑久	第二区	御津郡		岡山市高松支所管内、岡山市吉備支所管内、岡山市妹尾支所管内、岡山市津高支所管内、岡山市福田支所管内、岡山市興除支所管内、岡山市足守支所管内、岡山市藤田支所管内
	高山	県	安佐	第三区	広島市		
	安佐北区	市	北佐佐	第二区	広島市		

第五区	笠井	新山	都	第五区	笠井	第五区	第五区
	清音	音口	手	第六区	清音	手	第六区
	高梁	見	新庄	第七区	高梁	新庄	第七区
	原岡	岡	高岡	第八区	原岡	高岡	第八区

第六区	阿川	上吉後	小浅	都	都	第五区	第五区
	哲	房	月田	新庄	新庄	新庄	新庄
	廣島	廣島	田口	高岡	高岡	高岡	高岡
	郡	郡	音口	郡	郡	郡	郡

第七区	芦深	沼	福	比双	甲神	世御庄	三府因尾	三原	第五区	第五区
	品安	限山	郡	婆	三奴	石羅調	原次中島	道	豊田	豊田
	郡	郡	市	郡	郡	郡	市	市	郡	郡
	郡	郡	市	郡	郡	郡	市	市	市	市

官 報 (号 外)

平成六年十一月一日 衆議院会議録第十号 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

北島郡 阿波板野住吉上板野町町町町町  
小島市 好馬西浦南市  
阿南勝那麻海  
小松島市  
勝那麻海  
第一區 香高小  
第二區 川豆松川田川出島直二  
第三區 香塩香川江川南郡  
第三區 綾歌郡  
丸龜市  
仲多度市  
觀音寺市  
善通寺市  
第一區 大坂木香  
第一區 郡市郡市郡市郡市郡市郡市

第一区	第二区	第三区	第四区	第五区
高知市	松山市	伊予市	宇和島市	喜多郡
本府管内	高知市	新居浜市	八幡浜市	喜多郡
高知市初月支所管内	越智泉郡	川之江市	宇和島市	喜多郡
高知市秦支所管内	上浮穴郡	伊予三島市	大洲市	喜多郡
高知市朝倉支所管内	伊予郡	伊予市	西条市	喜多郡
高知市鴨田支所管内	予桑郡	周桑郡	宇摩郡	喜多郡
高知市一宮支所管内	浮穴郡	宇摩郡	東宇摩郡	喜多郡

高知市布崎田支所管  
高知市五台山支所管  
高知市三里支所管内  
高知市浦戸支所管内  
高知市御曇瀬支所管  
高知市長浜支所管内

官 報 (号外)

第八方 市	直 八 方 市	第三山 池門 郡 市	八筑 女後 郡 市	八柳 大牟 郡 市	久留 蒲井 郡 市	浮 羽郡 郡 市	小 川郡 郡 市	朝 太宰 郡 市	筑 紫野 郡 市	春 日郡 郡 市	甘 木郡 郡 市	宗 像郡 郡 市	精 神像 郡 市	前 島郡 郡 市	西 原郡 郡 市	早 良郡 郡 市	福 岡市	第三 城南 区 市	中央 区 市		
第 一 区	第 二 区	第 三 区	第 四 区	第 五 区	第 六 区	第 七 区	第 八 区	第 九 区	第 十 区	第 十一 区	第 十二 区	第 十三 区	第 十四 区	第 十五 区	第 十六 区	第 十七 区	第 十八 区	第 十九 区	第 二十 区		
大 北 方 町	大 北 方 町	大 佐 鹿 多 島 城 賀 島 久 区																			
第 二 区	第 三 区	第 四 区	第 五 区	第 六 区	第 七 区	第 八 区	第 九 区	第 十 区	第 十一 区	第 十二 区	第 十三 区	第 十四 区	第 十五 区	第 十六 区	第 十七 区	第 十八 区	第 十九 区	第 二十 区	第 二十一 区		
大 高 来 郡	大 高 来 郡	大 海 外 海 町																			
第 二 区	第 三 区	第 四 区	第 五 区	第 六 区	第 七 区	第 八 区	第 九 区	第 十 区	第 十一 区	第 十二 区	第 十三 区	第 十四 区	第 十五 区	第 十六 区	第 十七 区	第 十八 区	第 十九 区	第 二十 区	第 二十一 区		
南 高 来 郡	南 高 来 郡	北 高 来 郡																			
第 二 区	第 三 区	第 四 区	第 五 区	第 六 区	第 七 区	第 八 区	第 九 区	第 十 区	第 十一 区	第 十二 区	第 十三 区	第 十四 区	第 十五 区	第 十六 区	第 十七 区	第 十八 区	第 十九 区	第 二十 区	第 二十一 区		
第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	
熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市	熊 本 市		
第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	
大 村 市	江 北 市	福 江 市	藤 津 市	有 明 町	福 富 町	大 村 市	江 北 市	福 江 市	藤 津 市	有 明 町	福 富 町	大 村 市	江 北 市	福 江 市	藤 津 市	有 明 町	福 富 町	大 村 市	江 北 市	福 江 市	
第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区	第三区

官 報 (号外)

東町、上通町、水道町、手取本町、安政町、中央街、花畠町、下通一丁目、下通二丁目、桜町、辛島町、新市街、紺屋今町、黒髪町大字坪井、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、新屋敷三丁目、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、画図町大字上無田、画図町大字下無田、画図町大字所島、画図町大字下江津、画図町大字重富、健軍町、新大江本町、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、岡田町、菅原町、九品寺一丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、清水町大字松崎、清水町大字龜井、清水町大字万石、清水町大字麻生田、清水町大字室園、清水町大字兔谷、清水町大字榆木、清水町大字新地、清水町大字山室、清水町大字打越、清水町大字大窪、秋津町沼山津、秋津町秋田、秋津新町、昭和町、保田窪本町、栄町、南町、東本町、龍田町弓削、龍田町上立田、龍田町陳内、西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目、壺川一丁目、壺川二丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、段山本町、楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、東野一丁目、東野二丁目、東野三丁目、東野四丁目、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水前寺公園、神水一丁目、神水二丁目、上京塚町、京塚本町、小山町、戸島町、長嶺町、御領町、平山町、鹿鳴瀬町、弓削町、石原町、中江町、吉原町、上南部町、下南部町、子飼本町、室園町、黒髪一丁目、黒髪二丁目、黒髪三丁目、黒髪四丁目、黒髪五丁目、黒髪六丁目、黒髪七丁目、黒髪八丁目、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、

寺二丁目、國府一丁目、國府二丁目、國府三丁目、國府四丁目、國府本町、出水一丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、江津一丁目、江津二丁目、武藏ヶ丘一丁目、武藏ヶ丘二丁目、武藏ヶ丘三丁目、武藏ヶ丘四丁目、武藏ヶ丘五丁目、武藏ヶ丘六丁目、武藏ヶ丘七丁目、武藏ヶ丘八丁目、武藏ヶ丘九丁目、神木本町、湖東一丁目、湖東二丁目、湖東三丁目、新生一丁目、新生二丁目、水源一丁目、水源二丁目、広木町、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、若葉四丁目、若葉五丁目、若葉六丁目、花立一丁目、花立二丁目、花立三丁目、花立四丁目、花立五丁目、花立六丁目、沼山津一丁目、沼山津二丁目、沼山津三丁目、沼山津四丁目、稗田町、津浦町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、池龜町、島崎一丁目、尾ノ上一丁目、尾ノ上二丁目、尾ノ上三丁目、尾ノ上四丁目、錦ヶ丘、健軍一丁目、健軍二丁目、健軍三丁目、健軍四丁目、健軍五丁目、清水本町、清水龜井町、清水東町、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、帶山一丁目、帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、帶山五丁目、帶山六丁目、帶山七丁目、保田窪一丁目、保田窪二丁目、保田窪三丁目、保田窪四丁目、保田窪五丁目、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、桜木四丁目、桜木五丁目、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、渡鹿八丁目、渡鹿九丁目、健軍本町、打越町、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、秋津一丁目、秋津二丁目、秋津三丁目、鹿子木

第五区 人吉代市 第四区 天草郡 第三区 熊本市 第二区 荒尾市 第一区に属しない区域

方寄町、西裾尾町、徳王町、釜尾町、貢町、和泉町、立福寺町、太郎迫町、万楽寺町、北迫町、硯川町、下硯川町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、山ノ神一丁目、山ノ神二丁目、櫻町、佐土原一丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部三丁目、新南部四丁目、新南部五丁目、新南部六丁目、下南部一丁目、下南部二丁目、下南部三丁目、御領一丁目、八反田一丁目、八反田二丁目、東京塚町、三郎一丁目、三郎二丁目、新外一丁目、月出一丁目、月出二丁目、清水万石一丁目、清水万石二丁目、八反田二丁目、東京塚町、三郎一丁目、月出一丁目、月出二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、乘越ヶ丘

第一区に属しない区域 第二区 第二区 大分市 第一区に属しない区域 第二区 大分市 本厅管内 鶴崎支所管内 大南支所管内 稲田支所管内 明野出張所管内

第五区 下益城郡 第四区 東国東郡 第三区 中津市 第二区 豊後高田市 第一区に属しない区域



## 附 則

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 理由

衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区についての勧告を受け、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の目的及び要旨

本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区

〔1〕 衆議院小選挙区選出議員の選挙区は、別表第一のとおりのこと。

〔2〕 横浜市において行政区の再編成が行われた場合には、別表第一中神奈川県第七区及び第八区の区域は、当該再編成後行政区の区域により定めるものとする。

〔3〕 別表第一に掲げる行政区画その他の区域は平成六年八月十一日現在によるものであって、同年八月十一日から施行日の前日までの間ににおいて同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があるても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとすること。

2 公職選挙法の一部を改正する法律の施行期

## 公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)

年法律第二号は、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

## その他

(1) この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、(1)については、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(2) その他所要の規定の整備を行うものとする。

## 二 議案の可決理由

本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める等の措置を講じようとするものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成六年十一月一日

政治改革に關する  
調査特別委員長 松永 光

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

改正する法律案に対する附帯決議

衆議院議員の小選挙区の区割りを定めることにによる、このに政治改革関連法は施行の段階を迎えることとなるが、政治改革は、これにとどまることがなく、引き続き推進する必要がある。小選挙区の区割り及びその他の事項について、それぞれ次のとおり所要の措置を講ずるものとする。

## 平成六年十月四日

提出者

三塚 博

小渕 恵三

木部 佳昭

柏谷 茂

越智 通雄

森 喜朗

加藤 純一

塩川正十郎

村田敬次郎

谷川 和穂

山崎 拓

中川 秀直

山花 貞夫

上原 康助

関山 信之

左近 正男

枝野 幸男

三原 朝彦

島村 宜伸外百一十五名

堀込 忠良

正規

征雄

誠司

前原

島村

賛成者

## 公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第一百五十二条の三」(公務員等の選舉犯罪による當選無効)

「第一百五十二条の四」(當選無効及び立候補の禁止の効果の生ずる時期)

「第一百五十二条の五」(公務員等の選舉犯罪による當選無効)

「第一百五十二条の六」(當選無効及び立候補の禁止の効果の生ずる時期)

候補の禁止

に改める。

」

百五十二条の三に改める。

第六十八条第一項第三号中「若しくは第一百五十二条の二を、第二百五十二条の二に、「の規定により」を「若しくは第二百五十二条の三(組織的選舉運動管理者等の選舉犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)の規定により」に改め、同条第三項第一号中「若しくは第二百五十二条の二を、第二百五十二条の二に、「の規定により」を「又は第二百五十二条の三(組織的選舉運動管理者等の選舉犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)の規定により」に改め、同条第七項及び第九項第二号中「又は第二百五十二条の二を、第二百五十二条の二に、「の規定により」を「又は第二百五十二条の三(組織的選舉運動管理者等の選舉犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)の規定により」に改め、同



平成六年十一月一日 衆議院会議録第十号

公職選挙法の一部を改正する法律案(三塚博君外二十九名提出)及び同報告書

三四

この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

第二百五十二条の二第四項中「立候補の禁止」の下に及び衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効を加え、同項第一号及び第二号中「又は前項の規定」を「若しくは前項又は次条第一項の規定」に改め、同条第五項中「前各項の規定」の下に「(第一項後段及び第三項後段の規定並びに前項の規定(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。)を除く。)」を加える。

第二百五十二条の四中「前一条」を「前三条」に改め、同条を第二百五十二条の五とする。

第二百五十二条の三を第二百五十二条の四とし、第二百五十二条の二の次に次の二条を加える。

(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)

第二百五十二条の三 組織的選挙運動管理者等(公職の候補者又は公職の候補者となる者とする者(以下この条において「公職の候補者等」といいう。)と意思を通じて組織により行う選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者(前条第一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。)をいう。)が、第二百二十二条(多数人買収及び利害誘導罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十二条の五(立候補の禁止の効果の生ずる時期)に規定する時から五年間、当該選挙に係る選舉区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)

において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者があつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)

議員の選挙における候補者があつたものが、当該選挙の当選は、無効とする。

2 前項の規定は、同項に規定する罪に該当する行為が、次の各号のいずれかに該当する場合に該当人の当選は、無効とする。

一 前項に規定する罪に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導又は挑発によつてされ、かつ、その誘導又は挑発が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

二 前項に規定する罪に該当する行為が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

三 当該公職の候補者等が、前項に規定する組織的選挙運動管理者等が同項に規定する罪に該当する行為を行ふことを防止するため相当の注意を怠らなかつたとき。

3 前二項の規定(第一項後段の規定及び前項の規定(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。)を除く。)は、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用しない。

第二百五十四条の二第三項に後段として次のように加える。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であつたものに同項の規定による通知が行われた場合には、中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

第三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第二百五十二条の三」の下に「第二百五十二条の四」を加え、同項の表

の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等があつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項各号に掲げる者」の下に「若しくは第二百五十二条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等があつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項に規定する組織的選挙運動管理者等を加え、「第二百五十二条の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」を「第二百五十二条の四(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に改める。

第二百五十四条中「第二百五十二条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等があつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項各号に掲げる者」の下に「若しくは第二百五十二条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等があつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項に規定する組織的選挙運動管理者等を加え、「第二百五十二条の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」を「第二百五十二条の四(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に改める。

第二百五十四条の二(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」を「第二百五十四条の二(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に改め、「当該議会の議長」に

下に「衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十二条の二第一項各号に掲げる者、第二百五十二条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合においては中央選挙管理会に」

を加える。

2 施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示され又は告示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日を公示された衆議院議員の総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙(施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙)と

3 第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示された衆議院議員の総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙(施行日以後初めてその期日を公示された衆議院議員の総選挙)と

附則  
(施行区分等)  
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示された衆議院議員の総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙(施行日以後初めてその期日を公示された衆議院議員の総選挙)と

第三条 この法律による改正前の公職選挙法第十六章の法律の施行前にした行為については、なほこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

第二条 この法律による改正前の公職選挙法第十六章の法律の施行前にした行為については、なほこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

第三条 この法律による改正前の公職選挙法第十六章の法律の施行前にした行為については、なほこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

第三条 この法律による改正前の公職選挙法第十六章の法律の施行前にした行為については、なほこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

第三条 この法律による改正前の公職選挙法第十六章の法律の施行前にした行為については、なほこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。



平成六年十一月一日 衆議院会議録第十号 公職選挙法の一部を改正する法律案(三塚博君外二十九名提出)及び同報告書

(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)

第二百五十三条 組織的選挙運動管理者等(公職の候補者又は公職の候補者となる者とする者(以下この条において「公職の候補者等」という。)と意思を通じて組織により行う選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に從事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者(前条第一項第一号から第二号までに掲げる者を除く。)をいう。)が、第二百二十二条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人買収及び利害誘導罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人にに対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であつた者の当選は無効とし、かつ、「彼らの者は、第二百五十二条の五(立候補の禁止の効果の生ずる時期)に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。

前項の規定は、同項に規定する罪に該当する行為が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為に関する限りにおいて、適用しない。

一 前項に規定する罪に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導又は挑発によってされ、かつ、その誘導又は挑発が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他の公職の候補者等の選挙運動に從事する者と意思を通じてされたものであるとき。

二 前項に規定する罪に該当する行為が前条第一項又は前項の規定に該当することにより當

該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他の公職の候補者等の選挙運動に從事する者と意思を通じてされたものであるとき。

三 当該公職の候補者等が、前項に規定する組織的選挙運動管理者等が同項に規定する罪に該当する行為を行なうことを防止するため相当の注意を怠らなかつたとき。

三 前二項の規定は、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について適用しない。

第二百五十三条の二(第一項及び第二百五十四条

中「第二百五十二条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項各号に掲げる者」の下に「若しくは第二百五十二条の二(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加え、同項の表下に「第二百五十二条の四」を加え、同項の表第二百二十四条の二(第一項の項中「同条第一項各号を「第二百五十二条の二(第一項各号)」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十二条の二(第一項第一号、第三号及び第四号)」に改める。

(漁業法の一部改正)  
(施行期日)  
附 则

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日

を公示され又は告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は公示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為については、なおこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

第三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七条)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第二百五十二条の三」の下に「第二百五十二条の四」を加え、同項の表第二百二十四条の二(第一項の項中「同条第一項各号を「第二百五十二条の二(第一項各号)」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十二条の二(第一項第一号、第三号及び第四号)」に改める。

理由  
選挙における腐敗の防止を図るために、組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた場合において当該公職の候補者等であつた者の当選を無効とし、組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯した場合における法定刑を加重する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨  
両案は、組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた場合において当該公職の候補者等であつた者の当選を無効とする等の措置を講じ、もって選挙における腐敗の防止を図ろうとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(三塚博君外二十九名提出)に関する報告書  
(適用区分等)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

二 連座制の強化  
(1) 組織的選挙運動管理者等に係る連座制の強化

二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日

を公示され又は告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は公示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為については、なおこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

第三条 農業委員会等に関する法律の一部改正  
第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百五十二条の三」の下に「第二百五十二条の四」を加え、同条の表第二百二十四条の二(第一項の項中「同条第一項各号」を「第二百五十二条の二(第一項各号)」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十二条の二(第一項第一号、第三号及び第四号)」に改める。

# 官報(号外)

できないものとする。この場合において、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者が当該選挙と同時に行われた衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は無効とするものとする。

(2) (1)の「組織的選挙運動管理者等」とは、公職の候補者等と意思を通じて組織により行う選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他選挙運動の管理を行なう者をいうものとすること。

(3) (1)において、買収罪等に該当する行為がおとり若しくは裏返りにより行われたものであるとき又は組織的選挙運動管理者等が当該買収罪等に該当する行為を行なうことの防止するため当該公職の候補者等が相当の注意を怠らなかつたときは、連座制を適用しないものとすること。

〔二〕 重複立候補者による連座制の強化

(1) を除き、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者が当該選挙と同時に行われた衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人となつた場合において、当該当選人の選挙において連座制の適用があるときは、当該当選人の当選は無効とするものとすること。

(2) (1)において、連座制の対象となる罪に該当する行為がおとり又は裏返りにより行われたものであるときは、当該当選人の当選は無効としないものとすること。

〔三〕 選挙運動に関する支出の制限規定の明確化

立候補の届出があつた後公職の候補者又は公職の候補者等(公職の候補者等)を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等(公職の候補者等)の当選は無効とする。以下同じ。(あつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、連座裁判の確定等の時から五年間、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の

出納責任者又は出納責任者の文書による承諾を得た者でなければ選挙運動に関する支出をすることができないと定める同条同項の規定の適用の対象となることを明確にするものとすること。

〔一〕 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行するものとすること。

〔二〕 改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙(当該総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日いすれか早い日(以下「公示日」という。)の前日までにその期日を告示される選挙を除く。)から、その他の選挙については公示日以後その期日を告示される選挙から適用するものとすること。

〔三〕 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

〔一〕 「〔二〕の「組織的選挙運動管理者等」とは、公職の候補者等と意思を通じて組織により行う選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他選挙運動を行なう者をいつものとする」と。

〔二〕 「〔一〕において、買収罪等に該当する行為がおとり若しくは裏返りにより行われたものであるとき又は組織的選挙運動管理者等が当該買収罪等に該当する行為を行なうことの防止するため当該公職の候補者等が相当の注意を怠らなかつたときは、連座制を適用しないものとすること。

〔一〕 議案の修正議決理由

両案は、選挙における腐敗の防止を図るために告示される選挙から適用するものとすること。

〔二〕 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

〔一〕 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行するものとすること。

〔二〕 改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙(当該総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日いすれか早い日(以下「公示日」という。)の前日までにその期日を告示される選挙を除く。)から、その他の選挙については公示日以後その期日を告示される選挙から適用するものとすること。

〔三〕 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

〔一〕 連座制の強化

(1) 組織的選挙運動管理者等が第二百一十二条から第二百一十三条の一までの罪(買収罪等)を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等(公職の候補者等)の当選は無効とする。

(2) 選挙運動に関する支出の制限規定の明確化

立候補の届出があつた後公職の候補者又は公職の候補者等(公職の候補者等)の当選は無効とする。以下同じ。(あつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、連座裁判の確定等の時から五年間、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の

〔一〕 連座制の強化

(1) 組織的選挙運動管理者等が第二百一十二条から第二百一十三条の一までの罪(買収罪等)を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等(公職の候補者等)の当選は無効とする。

(2) 選挙運動に関する支出の制限規定の明確化

立候補の届出があつた後公職の候補者又は公職の候補者等(公職の候補者等)の当選は無効とする。以下同じ。(あつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、連座裁判の確定等の時から五年間、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の

〔一〕 施行期日等

〔二〕 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行するものとすること。

〔三〕 改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙(当該総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日いすれか早い日(以下「公示日」という。)の前日までにその期日を告示される選挙を除く。)から、その他の選挙については公示日以後その期日を告示される選挙から適用するものとすること。

〔四〕 連座制の強化

(1) 組織的選挙運動管理者等が第二百一十二条から第二百一十三条の一までの罪(買収罪等)を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等(公職の候補者等)の当選は無効とする。

(2) 選挙運動に関する支出の制限規定の明確化

立候補の届出があつた後公職の候補者又は公職の候補者等(公職の候補者等)の当選は無効とする。以下同じ。(あつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、連座裁判の確定等の時から五年間、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の



## 官報(号外)

段として次のように加える。

この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院(小選挙区選出)議員の選舉における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選舉における当選人となつたときは、当該當選人の当選は、無効とする。

第二百五十二条の二第二項中「第二百五十二条の四」を「第二百五十二条の五」に改め、同項に後段として次のようく加える。

この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

第二百五十二条の二第四項中「立候補の禁止」の下に「及び衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効」を加え、同項第一号及び第二号中の「又は前項の規定」を「若しくは前項又は次条第一項の規定」に改め、同項第五項中「前各項の規定」の下に「(第一項後段及び第三項後段の規定並びに前項の規定(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。)を除く。)」を加える。

第二百五十二条の四中「前一条」を「前二条」に改め、同条を第二百五十二条の五とする。

第二百五十二条の三を第二百五十二条の四とし、第二百五十二条の二の次に次の二条を加える。

(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)

第二百五十二条の三 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止

及び利害誘導罪」、第二百一十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百一十三条(公職の候補者及び當選人にに対する買収及び利害誘導罪)又は第二百一十二条の二(新聞紙・雑誌の不法利用罪)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十二条の五(立候補の禁止の効果の生ずる時期)に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙における公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者があつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用しない。

第二百五十三条の二第一項中「第二百五十二条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等があつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項各号に掲げる者」の下に「若しくは第二百五十二条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等があつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項各号に掲げる者等を加え、「第二百五十二条の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」を「第二百五十二条の四(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に改める。

第二百五十四条中「第二百五十二条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等があつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項各号に掲げる者」の下に「若しくは第二百五十二条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等があつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項各号に掲げる者等が、当該行為が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為に関する限りにおいて、適用しない。

一 前項に規定する罪に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導又は挑発によつてされ、かつ、その誘導又は挑発が前項第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

二 前項に規定する罪に該当する行為が前項第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

三 当該公職の候補者等が、前項に規定する組合的選挙運動管理者等が同項に規定する罪に該当する行為を行うことを防止するため相当の注意を怠らなかつたとき。

前項の規定第一項後段の規定及び前項の規定(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。)を除く。)は、衆議院議員の選挙における候補者であつた者は「当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であつたものに同項の規定による通知が行われた場合は、中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律による改正後の公職選挙法の規定期は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については平成七年三月一日以後その期日を告示される選挙から適用する。

第二条 この法律による改正前の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙、施行日の前日までにその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙並びに平成七年三月一日前にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙についてなお従前の例による。

この法律の施行前にした行為については、なほこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。





スルコトヲ得」と、同法第七十四条中「破産ノ場合ヲ除ク外理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」とあるいは「党則等ニ別段ノ定アルトキ」と、非訟事件手続法第二百二十二条中「解散ノ事由ヲ証スル書面及ビ理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面」とあるのは「解散ノ事由ガ生ジタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

2 民法第七十二条第一項、第七十三条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条第一項及び第三項、第八十一条並びに第八十二条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ一まで、第一百七十二条第一項、第一百九十三条及び第二百二十四条の規定は、第十条第四項の規定により法人である政治団体が法人でなくなつた場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「財産ハ定期又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人」とあるのは「一切ノ財産ハ當該法人タル政治団体が法人タラザルニ至リタル場合ニ於テ尚ホ存続スルコトナル政治団体」と、同法第七十三条中「清算ノ目的」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(以下「清算ノ目的」と、「清算ノ結果」とあるのは「財産ノ整理ノ結果」と、「清算ノ結果」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第七十二条第一項中「清算ノ規定ニ依ル財産ノ帰属」又は「清算ノ規定ニ依ル財産ノ帰属」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」とあ

るのは「党則等(党則、規約其他)ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ)ニ別段ノ定アルトキ」と、同法第七十五条及び第七十六条中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「解散ノ事由ヲ証スル者」、同法第二号中「債務」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項ニ於テ準用スル次条第一項ノ申出ヲシタル者二対スル債務」と、同法第二项中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第七十九条第一項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、「一定ノ期間内」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項ニ於テ準用スル第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ帰属二付異議アラバ一定ノ期間内」と、同法第三項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第八十二条第一項中「清算中」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項ニ於テ準用スル第七十九条ノ期間後」と、「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第二项中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第八十二条第一項中「清算」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」とあるのは「普通法人」とあるのは「普通法人(法人である政党等を含む。)」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除く。)」とする。

2 法人である政党等は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。この場合において、法人である政党等が行う同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等については、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 法人である政党等は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第六章 雜則

(衆議院議員又は参議院議員の数の算定等)

第十四条 衆議院の解散若しくは参議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合における第三条第一項第一号及び第二号に規定する衆議院議員若しくは参議院議員の数の算定又は同法第二項に規定する政党団体の取扱いについては、その衆議院の解散

号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(政党等を除く。)」と、同法第六号第八条に規定する法人である政党等を除く。)は、同法第六十六条の規定を適用する場合に規定する政党等(以下「法人である政党等」といふ。)と、同法第六十六条の規定を適用する場合は同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(法人である政党等を含む。)」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除く。)」とする。

2 前項の場合においては、第五条第一項第六号の衆議院議員又は参議院議員には、前項に規定する衆議院議員でなくなった者又は同項に規定する参議院議員でなくなった者が含まれるものとして、同号の規定を適用する。

3 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選舉又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選舉における第三条第一項第二号及び第五条第一項第七号に規定する政党団体の得票総数は、当該選挙の期日ににおける届出候補者の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における第三条第一項第二号及び第五条第一項第七号に規定する政党団体の得票総数は、当該選挙の期日ににおける届出候補者の(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による当該政治団体の届出に係る候補者をいう。)又は所属候補者の(同条第七項(同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)又は同法第六号第八十六条の四第三項(同条第五項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により当該政治団体に所属する者として記載された候補者をいう。)の得票数を合算した数とする。

(得票総数の算定の特例)

第十五条 この法律における政党団体の得票総数の算定については、第三条第一項各号のいずれかに該当する二以上の政治団体が合併した場合において、第五条第一項の規定による届出をするときに当該二以上の政治団体の間で合意され



(政黨助成法の一部改正)

第六条 政黨助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「政党に」を「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第五号)」に改める。

第十一条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政党は、法人格付与法第四条第一項の規定による法人である政党である旨を記載する登記簿の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第三条第一項中「法人格付与法」という。)第四条第一項の規定による法人である政党に」に改める。

第十一条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政党は、法人格付与法第四条第一項の規定による法人である政党である旨を記載する登記簿の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第三条第一項中「法人である政党」とあるのは「法人である政治団体」と、同条第三項中」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第七条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。

2 中央選舉管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選舉法、最高裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)及び政党交付金の交付を受け(平成六年法律第一号)の定めるところによる。

日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十三日とする。

一 都道府県知事の選挙 平成七年三月二十三日

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選舉法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行つべき期間が平成七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月一十八日以前に行つべき場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

三 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年四月十六日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成七年四月十八日

六 都道府県知事の選挙 平成七年三月二十六日

七 指定都市の長の選挙 平成七年三月二十六日

八 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

九 指定都市の長の選挙 平成七年三月三十一日

十 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

十一 指定都市の長の選挙 平成七年三月三十一日

十二 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

十三 指定都市の長の選挙 平成七年三月三十一日

十四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

十五 指定都市の長の選挙 平成七年三月三十一日

条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙 平成七年三月二十三日

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選舉法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行つべき期間が平成七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月一十八日以前に行つべき場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

三 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年四月十六日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成七年四月十八日

六 都道府県知事の選挙 平成七年三月二十六日

七 指定都市の長の選挙 平成七年三月二十六日

八 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

九 指定都市の長の選挙 平成七年三月三十一日

十 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

十一 指定都市の長の選挙 平成七年三月三十一日

十二 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

十三 指定都市の長の選挙 平成七年三月三十一日

十四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員の選挙 平成七年三月三十一日

十五 指定都市の長の選挙 平成七年三月三十一日

選舉における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選舉法第六十八条第三項第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行われる選舉(平成七年三月三十一日以後に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選舉について、公職選舉法第百九十九条の二及び第一百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第一百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第一百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかわらず、第一条十日に当たる日から当該選舉の期日までの間とする。

(共済給付金の特例)

第六条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の議会の議員が第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選舉における公職の候補者となるため平成七年三月三十一日に退職した場合又は同日に当該公職の候補者としての届出がされたことにより公職選舉法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であって、政令

で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)

第一百五十八条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日(その日が平成七年四月九日以後であるときは、同月八日)まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

(政令への委任)

第七条 第二条から前条までに規定するもののか、第一条の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選舉が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行の日から公職選舉法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日の前日までの間においては、第四条第一項中「第六十八条第三項第二号」と、「第八十六条の四第九项」とあるのは「第八十六条第九項」とする。

理由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の

区	分	選舉の期日	告示の日
都道府県知事の選舉		四月九日	三月二十三日
指定都市の長の選舉		四月九日	三月二十六日
都道府県及び指定都市の議会の議員の選舉		四月二十三日	三月三十一日
市町村の議員及び長の選舉		四月二十二日	四月十六日
			四月十八日

任期が平成七年三月、四月又は五月中に満了する

こととなる実情にかんがみ、これらの選舉の円滑な執行と経費の節減を図るために、これに伴う公職選舉法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選舉期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成七年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選舉の円滑な執行と経費の節減を図るために、これらの選舉の期日を統一しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成七年三月一日から五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選舉を三月一日以降に行う場合は、その選舉の期日及び告示の日を次のとおり統一するものとする。

平成六年十一月一日  
右報告する。

政治改革に関する  
調査特別委員長 松永 光

衆議院議長 土井たか子殿

2 任期満了以外の事由による選舉を行うこととなる場合であって、一定の条件に該当するときは、選舉の期日及び告示の日を一に掲げること。

3 同時選舉、重複立候補の禁止、寄附等の禁止及び共済給付金の特例等に関し、必要な規定を設けるものとすること。

4 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成七年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選舉の円滑な執行と経費の節減を図るために、これらは、この選舉の期日を統一しようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条の四により送付する。平成六年十月二十八日  
衆議院議長 土井たか子殿  
参議院議長 原 文兵衛

## 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

目次  
第一回 大蔵省関係(第一条—第三条)  
第二回 文部省関係(第四条)  
第三回 厚生省関係(第五条—第十三条)  
第四回 農林水産省関係(第十二条—第十七条)  
第五回 通商産業省関係(第十八条—第二十一条)

第六回 運輸省関係(第二十七条—第三十九条)  
第七回 労働省関係(第四十条)

附則  
第一章 大蔵省関係  
(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)  
第一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十七条 酒類業組合、連合会及び中央会(以下「酒類業組合等」という。)は、酒類業組合等が成立し、又は解散したときは、政令で定めることにより、二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。  
第八十七条の二の見出し中「決算関係書類」を「決算関係書類等」に改め、同条中「収支計算書」の下に「(次項において「事業報告書等」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。  
2 酒類業組合等は、前項の規定により事業報告書等を大蔵大臣に提出する場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該

各号に定める事項を記載した書類を併せて大蔵大臣に提出しなければならない。

一 組合員名簿又は会員名簿の記載事項に異動がある場合 当該異動事項

二 役員の氏名、住所及び資格に異動がある場合 当該異動事項

(金融先物取引法の一部改正)  
第二回 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七条)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「大蔵大臣の承認を受けた」を削る。

(無尽業法の一部改正)  
第三回 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第一条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条の十四で準用する場合を含む。の規定による承認の申請」を削る。

第一百十条第二号中「同条第三項」を「同条第五項」に改め、「若しくは同項ただし書(第五十六条の十四で準用する場合を含む。)の規定による承認の申請」を削る。

第三十四条中「無尽会社ニ非ズシテ無尽ノ管理ヲ業トスル会社(以下無尽管理会社ト称ス)」を「第三条第二項ニ規定スル無尽ノ管理(次条二於テ無尽ノ管理ト称ス)ハノ無尽会社」に改め

理ヲ業トスル会社(以下無尽管理会社ト称ス)」を「第三条第二項ニ規定スル無尽ノ管理(次条二於テ無尽ノ管理ト称ス)ハノ無尽会社」に改め

る。

第三十五条中「無尽管理会社」を「無尽ノ管理ヲ為ス無尽会社」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第一章 文部省関係  
(文化財保護法の一部改正)

第四回 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四条)の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「売渡」を「売渡し」と改め、同条第五号を次のように改める。

め、同条第一項中「売渡」を「売渡し」に改め、ただし書を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「売渡」を「売渡し」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の書面においては、当該相手方に對して譲り渡したい事情を記載することができ

る。

3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出があつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

第一百十条第二号中「同条第三項」を「同条第五項」に改め、「若しくは同項ただし書(第五十六条の十四で準用する場合を含む。)の規定による承認の申請」を削る。

第三章 厚生省関係  
(寄生虫病予防法の廃止)

第五条 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)は、廃止する。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第六条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第一百六十四号)の一部を次のように改める。

第五十七条の十三第二項中「厚生大臣の承認を得て」を削り、同条第三項中「厚生大臣」を「全国指導センター」に、「標識について承認を与えた」を「標識の様式を定め、又は変更した」に、「告示しなければ」を「これを公告するとともに、厚生大臣に届け出なければ」に改める。

第七十一条第五号を次のように改める。

五 第五十七条の十三第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときには、その犬の新所在地)を管轄する都道府県知事に市長村長を経て届け出なければならない。

第六条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第一百六十四号)の一部を次のように改める。

第七条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七条)の一部を次のように改める。

第四条 第四項を「前各項」に、「の定めるところにより、」に改め、同項に次のた

日を経過した日)から三十日以内に、厚生省令により毎年一回を「犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合は、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、」に改め、同項に次のた

だし書を加える。

ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

第四条第五項中「前各項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第七項として、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときには、その犬の新所在地)を管轄する都道府県知事に市長村長を経て届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生省令の定め

るところにより、その犬の所在地を管轄する都道府県知事に市長村長を経て届け出なければならない。

第二十一條中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改める。

第二十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第  
一項中「又は繩札を犬に着けなかつた者」を「繩札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者」に  
改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年  
法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「二月まで、四月から六  
月まで、七月から九月まで及び十月」を「六月ま  
で及び七月」に、「四半期」を「半期」に改める。

第二十三条第一項中「四半期」を「半期」に改め  
る。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四  
十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の見出し中「及び届出」を削り、同  
条中「公告するとともに、都道府県知事に届け  
出なければ」とを「公告しなければ」に改める。

第七十九條の見出し中「及び届出」を削り、同  
条中「公告するとともに、都道府県知事に届け  
出なければ」を「公告しなければ」に改める。

第八十五条 第六十九條第三項の規定による報  
告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十  
万円以下の罰金に処する。

(肥料取締法の一部改正)

第十三条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百一  
七号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第五項及び第六項を削る。

第十五条 第二条第二項を削る。

第十六条 第五項を次のように改める。

「次に」に改め、同条第一号中「譲渡」を「譲受け」  
りに改め、同条第二号中「譲渡」を「譲渡し」に  
改める。

第四十三条中「四半期」を「半期」に、「左に」を  
「次に」に改め、「左に」を「当たり」を「當た  
り」に改め、同条第二号中「譲受」を「譲受け」  
に改める。

第四十四条中「四半期」を「半期」に、「左に」を  
「次に」に改め、「左に」を「譲受け」に改める。

第四十五条中「四半期」を「半期」に、「左に」を  
「次に」に改め、同条第二号中「容器の容量及  
び数並びに譲渡又は譲受けの年月日」を「並びに容  
器の容量及び数」に改める。

第四十六条第一項中「四半期」を「半期」に改め  
る。

(あへん法の一郎改正)

第九条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)  
第二十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改  
め、同条第一項中「且つ」を「かつて」に、「但し」を  
「ただし」に改め、「都道府県知事の承認を受け  
る。」

の「一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「三月まで、四月から六月  
まで、七月から九月まで及び十月」を「六月まで  
及び七月」に、「左に」を「次に」に改め、同項第  
三号中「譲渡」を「譲渡し」に、「譲受」を「譲受け」  
に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四  
十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の見出し中「及び届出」を削り、同  
条中「公告するとともに、都道府県知事に届け  
出なければ」を「公告しなければ」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十三条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百一  
七号)の一部を次のように改正する。

第七十九條の見出し中「及び届出」を削り、同  
条中「公告するとともに、都道府県知事に届け  
出なければ」を「公告しなければ」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十三条 第五項及び第六項を削る。

第十四条 第二条第二項を削る。

第十五条 第五項を次のように改める。

「同条第六項中「生産又は輸入」とあるのは「生  
産」と、「一週間」とあるのは「三十日」と「」を削  
る。

第十六条 第五項及び第六項を削る。

第十七条 第二条第二項を削る。

第十八条 第五項及び第六項を削る。

第十九条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商標法の廃止」  
若しくは第六項の規定による届出をせず」を削  
る。

第二十条 第二条第二項を「輸出入取引法の一部改正」  
一百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商標法(昭和四十  
五年法律第八十五号)」は、廃止する。

第二十二条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商標法(昭和四  
十五年法律第八十五号)」は、廃止する。

第二十三条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商標法(昭和四  
十五年法律第八十五号)」は、廃止する。

第二十四条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商標法(昭和四  
十五年法律第八十五号)」は、廃止する。

第二十五条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商標法(昭和四  
十五年法律第八十五号)」は、廃止する。

第二十六条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十七条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

て「を削り、「備えておく」を「備えて置く」に改  
め、同条第二項を次のように改める。

2 理事は、前項ただし書の規定により土地原  
簿の一部を主たる事務所以外の場所に備えて  
置く」ととしたときは、連絡なく、その旨を  
公報しなければならない。

第二十七条第二項を削る。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第十五条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第  
一百九号)の一部を次のように改正する。  
第三条の五中「第二十七条第一項」を「第二十  
七条」に改める。

第二十七条第一項を削る。

(養鷄振興法の一部改正)

第十六条 養鷄振興法(昭和二十五年法律第四十  
九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ふ化場」とに「の下に  
所在地を管轄する都道府県知事に報告しなけれ  
ば」を「これを保存しなければ」に改める。

第三条第五項及び第六項を削る。

第十四条第二項を「次に」に改め、同条第二  
号中「旨を届け出た」を削る。

第十五条第二項を「次に」に改め、同条第二  
号中「旨を届け出た」を削る。

第十六条第二項を「次に」に改め、同条第二  
号中「旨を届け出た」を削る。

第十七条 第二条第二項を「造林臨時措置法(昭和二  
十五年法律第百一十五号)」は、廃止する。

第十八条 第二条第二項を「造林臨時措置法(昭和二  
十五年法律第百一十五号)」は、廃止する。

第十九条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十一条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十二条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十三条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十四条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十五条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十六条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

第二十七条 第二条第二項を「輸出中小企業製品統一商  
標法(昭和二十九年法律第七十一号)」は、廃止する。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第十五条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第  
一百九号)の一部を次のように改正する。

三百九十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条の五中「第二十七条第一項」を「第二十  
七条」に改める。

第二十七条第一項を削る。

(造林臨時措置法の一部改正)

第十六条 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第  
一百一十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二条第一項を「第三十一条」  
三十条から第三十二条まで」を「第三十一条」第三  
十二条に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第十九条 第二条第一項及び第二条第一項を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

第三十条第一項及び第二项を「第三十一条」第三  
十二条に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十一条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十二条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十三条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十四条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十五条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十六条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十七条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十八条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第二十九条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第三十条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第三十一条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第三十二条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第三十三条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。

(商工會議所法の一部改正)

第三十四条 第二条第一項及び第二项を「第三十  
二条」に改め、「第三十二条」を削る。



定たる届出について準用する。

第三十一条の見出しを「(事業の廃止)」に改め、同条第一項中「廃止し、又はその事業の全部を譲渡したとき」を「廃止したとき」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第三十三条中「第三十一条第一項から第三項まで」を「第三十条の一第一項、第三十一条」に改める。

第三十四条第一項中「第十一条」を削り、「第二十八条から第三十一条まで」を「第三十一条」に改める。

第十三条から第三十一条までを「第三十一条」に改め、「第十一条中「運賃又は料金」とあるのは「料金」と」を削る。

第三十六条第二項中「事業計画を変更しよう」を「事業計画の変更(第四項に規定するものを除く。)をしよう」に改め、ただし書を削り、同条第四項を次のように改める。

4 外国人国際利用運送事業者は、運輸省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、運輸省令で定める軽微な事項

なくその旨を、運輸大臣に届け出なければならぬ。

第六十四条第一号及び第二号中「(第二十一条において準用する場合を含む。)及び(第三十四第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第三号中「(第二十二条及び第二十八条第一項(第三十四条第一項において準用する場合を含む。)」を「(第二十一条第二項)に改める。

第六十六条第一号中「(第二十一条第四項(第二十二条及び第二十九条第二項(第三十四条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)」を削り、「第三十一条第一

項から第三項まで」を「第三十条の一第一項、第三十一条」に改める。

(旅行業法の一部改正)

第二十八条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改める。

2 旅行業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第三十九号の一部を次のように改正する。

第十九条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一一条第一項中「料金」の下に「(命令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

前項ノ命令ヲ以テ定ムル料金ヲ定メントスルトキハ主務大臣ニ届け出シベシ

(鉄道事業法の一部改正)

第三十条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「専用鐵道等」を「専用鐵道」に改める。

第二条第七項を削る。

第十六条第一項中「料金(運輸省令で定める料金を除く。)」を「運輸省令で定める料金」に改め、同条第三項中「第一項の運輸省令で定める料金を定めようとするときは、その旨を」を特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の運輸省令で定める料金を定めるときは、あらかじめその旨を、入場料金は、運輸なくその旨を、「これ」を「これ

らを」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 鉄道運送事業者は、第一項後段の規定にかかるわらず、同項の認可を受けた運賃又は料金について、次に掲げる割引又は割増しを行うことができる。この場合には、当該鉄道運送事業者は、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 回数乗車券並びに運賃及び料金の支払のためを使用することができるものとして電磁的方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行する証票その他の物であつて未使用残高が当該方法により記録されるもの並びにこれらに類する証票その他の物に係る割引であつて運輸省令で定めるもの

第三十六条の見出しを「(運賃)」に改め、同条第一項中「及び料金」を「(運輸省令で定める種類の索道に係るもの)」に改める。

第三十七条第二項を削り、同条第三項中「一年未満」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十八条中「第九条から第十二条まで」を「第九条、第十二条」に、「第十一条第一項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項」を「第十二条第四項において準用する第十条第一項」に改め、「基準」との下に「、第十二条第一項中「第十一条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、

第三十九条第一号中「次条」を「第三十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(索道施設の検査)

第三十四条の二 索道事業の許可を受けた者は、索道施設に係るもの

ついて、運輸の開始前に、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の検査を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない索道施設であつて現に索道事業の用に供されているものについては、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該索道施設が、工事計画に合致し、かつ、次条の運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるとき(工事を必要としない場合にあっては、同条の運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは)は、これを合格としなければならない。

第三十五条中「索道事業の許可を受けた者(以降「索道事業者」という。)」を「索道事業者」に改める。

第三十六条の見出しを「(運賃)」に改め、同条第一項中「及び料金」を「(運輸省令で定める種類の索道に係るもの)」に改める。

第三十七条第二項を削り、同条第三項中「一年未満」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十八条中「第九条から第十二条まで」を「第九条、第十二条」に、「第十一条第一項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項」を「第十二条第四項において準用する第十条第一項」に改め、「基準」との下に「、第十二条第一項中「第十一条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、

第三十九条第一号中「次条」を「第三十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(索道施設の検査)

第三十四条の二 索道事業の許可を受けた者は、索道施設に係るもの

ついての料金その他の運輸省令で定める料金を定めるときは、あらかじめその旨を、入場料金その他の運輸省令で定める料金を定めたときは、運輸なくその旨を、「これ」を「これ

「第四章 専用鉄道等」を「第四章 専用鉄道」に改める。

第三十九条の見出しを「(専用鉄道に関する技術上の基準等)」に改め、同項第一項を削り、同項第二項中「前項の規定による届出をした者」を「専用鉄道を設置する者(以下「専用鉄道設置者」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第十九条及び」を削り、「第一項の規定による届出をした者」を「専用鉄道設置者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四十条 削除  
第四十一条 第一項中「第十条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)、第十二条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(第三十九条第一項、第十二条第一項に、第三十七条第一項を第三十四条の二第一項に改め、第十四条第一項中「第三十七条第一項を第三十四条の二第一項に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

第五十五条を次のように改める。

第三十一条 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
(鉄道営業法の一部改正)

第三十二条 第十条中「定メ監督官庁ニ届出ヅベシ」を「定ムベシ」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第三十二条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「かつ、運輸省令で定める場合にあつては、当該輸送施設等によって事業計画に従う業務を行うことができる」といって運輸大臣の確認を受け、「を削る。

第九条の見出しを「(運賃及び料金)」に改め、同条第一項中「料金」の下に「一般乗合旅客自動車運送事業の料金のうち運輸省令で定めるものを除く。」を加え、同条第三項中「第一項を一般乗合旅客自動車運送事業に改め、「若しくは専用索道」を削る。

第五十六条第二項中「第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をした者」を「専用鉄道設置者」に改め、「若しくは専用索道」を削る。

第六十九条第四号中「第三十七条第一項」を「第三十四条の二第一項」に改め、「第十条第一項、第十二条第一項若しくは」を削る。

第七十一条第三号中「第三十九条第三項及び第四十条第一項」を「及び第三十九条第一項」に改める。

け出なければならない。これを変更しようとするとときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る総収入を減少させないと見込まれる範囲内で、運輸省令で定めるところにより、適用する期間又は区間その他の条件を定めて、同項の認可を受けた運賃又は料金の割引を行うことができる。この場合には、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十四条第五項中「無償旅客自動車運送事業者たる法人」を「無償旅客自動車運送事業者に改め、同項第一号中「法人」を「無償旅客自動車運送事業者たる法人」に改め、同項第二号を

十一項を削る。

第四十四条第五項中「無償旅客自動車運送事業者たる法人」を「無償旅客自動車運送事業者に改め、同項第一号中「法人」を「無償旅客自動車運送事業者たる法人」に改め、同項第二号を

次のように改める。

二 無償旅客自動車運送事業者が死した場合においては、その相続人

第四十四条第五項第三号及び第六項を削る。

第五十条第二項中「除く外」を「除くほか」に改め、「着手及び」を削る。

第五十二条 削除  
第七十一条中「左の」を「次の」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七十五条を次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該専用自動車道の構造及び設備が、次項において準用する第五十条第一項の工事方法(次項において準用する第五十四条又は第五十五条の規定による変更があつたときは、変更があつた

もの)に合致し、かつ、工事を要しなかつた部分につき事業計画及び次項において準用する第五十一条の基準に適合すると認めたとき(工事を必要としない場合にあつては、事業計画及び同項において準用する同条の基準に適合すると認めたとき)は、これを合格としなければならない。

### 3 専用自動車道には、第五十条第一項及び第

二項、第五十二条、第五十三条から第五十五条まで、第六十条第一項、第六十三条、第六十七条から第七十条まで、第七十三条並びに前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(第五十条第一項を除く。)中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第五十条第一項中「運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に、工事施行の認可を」とあるのは「工事施行の認可を」と、同条第二項中「工事の完成の期間を指定して、前項の認可を」とあるのは「前項の認可を」と読み替えるものとする。

第七十七条第一項中「第五十二条」を削り、「第五十二条」を「同条第三項中第五十二条」に改める。

### 第九十九条第三号中「第三十四条第一項(第四十三条第五項において準用する場合を含む。)」

第一条本文中「第五十七条第一項(第七十五条において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項(第七十五条において準用する場合を含む。)又は第六十条第一項(第七十五条において準用する場合を含む。)」を「第五十七条第一項(第七十五条において準用する場合を含む。)」を「第五十七条第一項、第五十八条第一項(第七十五条において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十八条を次のように改める。

#### 第二十八条 削除

第三十五条第六項中「第二十八条」を削る。

#### 第三十七条第一項中「貨物運送取扱事業法」の

第三項において準用する場合を含む。)又は第三項第一項に改め、同条ただし書中「(第

七十五条第一項)に改め、同条ただし書中「(第

七十五条において準用する場合を含む。)」を削

り、「自動車道」を「一般自動車道」に改める。

#### 第一百八条第二号中「第十一项第四項」を「第九

条第三項若しくは第四項」に改め、「第十七条第二項(第四十三条规定第五項において準用する場

合を含む。)」を削り、「第十项若しくは第十一项」を「若しくは第十项」に、「から第六项まで」を「若しくは第五项」に、「第七十五条」を「第七十五条第三项」に改める。

#### (貨物自動車運送事業法の一部改正)

第三十三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法

律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 第二項を次のように改める。

3 運輸大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)

において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現

に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款につ

いては、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

第十三条规定を削る。

#### 第十九条第一項第二号を次のように改める。

「第十五条」を「同条第三項中第五十二条」に改める。

#### 第十九条第一項第二号を次のように改める。

「その業務の開始前に、委託者から」に、「地方運輸局長に届け出なければ」を「これをその事務所において公衆に見やすいように掲示しなければ」に、「変更した」を「変更する」に改め、同条第四項中「規定により届出があつた」を削る。

第二十二条第一項中「あらかじめ、その」を「その業務の開始前に、委託者から」に、「地方運輸局長に届け出なければ」を「これをその事務所において公衆に見やすいように掲示しなければ」に、「変更した」を「変更する」に改め、同条第四項中「規定により届出があつた」を削る。

#### 第二十二条第一項第二号を次のように改める。

「その業務の開始前に、委託者から」に、「地方運輸局長に届け出なければ」を「これをその事務所において公衆に見やすいように掲示しなければ」に、「変更した」を「変更する」に改め、同条第四項中「規定により届出があつた」を削る。

第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

#### 2 一般旅客定期航路事業者は、手荷物(前項

の省令で定める手荷物を除く。)及び小荷物の

運賃及び料金並びに同項の省令で定める料金

を定めようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

#### 3 一般旅客定期航路事業者は、第一項後段の

規定にかかわらず、当該一般旅客定期航路事

業に係る総収入を減少させないと見込まれる範囲内で、省令の定めるところにより、適用

する期間又は区間その他の条件を定めて、同

項の認可を受けた運賃又は料金の割引を行う

ことができる。この場合には、当該一般旅客

定期航路事業者は、あらかじめ、その旨を運

輸大臣に届け出なければならない。

#### 第十一条中「第八条第一項の」及び「前条の」を削る。

第十一条中「規定により届出があつた」を削る。

#### 第十九条第一項中「利便」の下に「その他公共

の利益」を加え、「左の」を「次の」に改める。

#### 第十九条の三中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第十九条の六の見出しを「(賃率表の公示)」に改め、同条中「ばら積」を「ばら積み」に、「公示

し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければ」を「公示しなければ」に改め

る。

#### 第二十三条の二第一項中「第八条から第十条

まで」を「第八条第一項、第三項及び第四項、第

九条、第十条」に、「第十九条の二及び第十九条

の三第四項から第六項まで」を「第十九条第一項

(第一号に係る部分に限る)、第十九条の一並びに第十九条の三第四項及び第五項に、「手荷物及び小荷物の運賃及び料金」を「及び省令で定める手荷物の運賃及び料金(省令で定める料金を除く。)」に改め、「除く。」と「、第六(第十九条の七において準用する場合を含む。)」を削り、同条に次の一号を加える。

三 第十九条の六(第十九条の七において準用する場合を含む。)の規定による公示をしなかつた者

(内航海運業法の一部改正)

第三十六条 内航海運業法(昭和二十七年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(許可の取消し)

第七条 運輸大臣は、第三条第一項の許可を受けた者(以下「内航海運業者」という。)がその許可を受けた日から一年以内に事業を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

第八条 削除

第三十七条 第二項中「第八条」を「第九条」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第三十九条 気象業務法(昭和二十七年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条の一部を次のように改める。

第二十四条第一項から第四項までを削る。

第七章 労働省関係

(労働安全衛生法の一部改正)

第四十条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第二百五十七号)の一部を次のように改める。

第三十八条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき、(以下「の号において単に「他の者」といいう。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないときは、

四十六条第一項、第五十三条の二、第五十四条及び第一百十二条の二第一号中「第三十八条第一項ただし書」を「第三十八条第一項第一号」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第三十七条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第三十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一号中「積込」を「積込み」に、「陸揚」を「陸揚げ」に改め、同条第一号中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一号中「届け出た」を「公示した」に改め、同条第四号中「且つ」を「かつて」、「申し合わせ」を「申合せ」に改め、同条第五号中「申し合わせ」を「申合せ」に改め、「申合せ」を「申合せ」に改め、同条第六号中「もつぱら」を「申合せ」に改め、「申し合わせ」を「申合せ」に改める。

第三十一条中「届け出た」を「公示した」に改める。

第四十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十一条第三項」を「第八条第一項(第二十三条の二第一項において準用する場合を含む。)、第八条第三項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)、第十一条第三項」に改め、「若しくは第六項」及び「これらの規定を」を

第三十七条第一号中「第三十三条の二(第二項及び第三十三条の三第三項)を「及び第三十三条の二(第二項)に改め、同条第一号中「又は第十九条の二(第二項)に改め、同条第一号中「、第二十一条の二(二第一項)に改め、同条第三号及び第四号中「(第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

等検査対象機械等」という。)について、当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合

には、外国において特定機械等を製造した者は、労働省令で定めるところにより、輸入時

等検査対象機械等について、自ら都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関の検査

(製造時等検査代行機関の検査)については、輸入時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものに係る検査に限る。)を受けることができる。

一 当該特定機械等を輸出しようとする

機械等を本邦に輸出しようとするとき、

(以下「の号において単に「他の者」とい

う。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないときは、

四十六条第一項、第五十三条の二、第五十四条及び第一百十二条の二第一号中「第三十八条第一項第一号」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 輸入された特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(次項において「輸入時

第三十三条の三と/or)を削る。

第三十四条の二第一号中「及び第二十三条の第一項」を削る。

第三十五条第一号中「及び第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第三項」を「及び第三十三条の二(第二項)に改め、同条第四号及び第五号中「(第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

一 製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについて、労働大臣の指定する者(以下「製造時等検査代行機関」という。)の検査を受けた場合

二 輸入された特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(次項において「輸入時

- 二 第八条及び第九条並びに附則第七条第二項  
及び第八条の規定 平成七年七月一日
- 三 第四十条の規定 公布の日から起算して二  
月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第二十七条から第三十条まで及び第三十二  
条から第三十五条までの規定並びに附則第十  
二条から第十九条まで、第二十四条及び第二  
十五条の規定 公布の日から起算して六月を  
超えない範囲内において政令で定める日
- (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の  
一部改正に伴う経過措置)
- 第二条 第一条の規定による改正後の酒税の保全  
及び酒類業組合等に関する法律第八十七条の二  
第二項の規定は、第一条の規定の施行の日以後  
において生ずる同項各号に規定する異動事項に  
ついて適用し、同日前において生じた同条の規  
定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等  
に関する法律第八十七条第一号及び第三号に規  
定する異動事項については、なお従前の例によ  
る。
- (無尽業法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定  
による改正前の無尽業法第二条第一項の免許を  
受けている者は、第三条の規定の施行の際に同  
条の規定による改正後の無尽業法第三条第一項  
の規定による改正前に受けたものとみなす。
- (文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)
- 第四条 第四条の規定の施行前にされた同条の規  
定による改正前の文化財保護法第四十六条第一  
項(同法第五十六条の十四において準用する場  
合を含む。)の規定による壳渡しの申出又は第四  
条の規定による改正前の文化財保護法第四十六

条第一項ただし書(同法第五十六条の十四における承認の  
いて準用する場合を含む。)の規定による承認の  
申請については、第四条の規定による改正後の  
文化財保護法の規定にかかわらず、なお従前の  
例による。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法  
律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定の施行の際現に同条の規定  
による改正前の環境衛生関係営業の運営の適正  
化に関する法律第五十七条の十三第二項の規定  
による承認を得ている者又はその申請を行って  
いる者は、当該承認又は申請に係る標識の様式  
につき、第六条の規定による改正後の環境衛生  
関係営業の運営の適正化に関する法律第五十七  
条の十三第三項の規定による公告及び届出又は  
同項の規定による届出を行ったものとみなす。

第六条 第七条の規定の施行の際現に犬を所有し  
ている者について同条の規定による改正後の狂  
犬病予防法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第七条の規定の施行の際現に犬を所有し  
ている者について同条の規定による改正後の狂  
犬病予防法第四条第一項の規定を適用する場合  
においては、同項中「犬を取得した日(生後九  
十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九  
十日を経過した日)」とあるのは、「平成七年四  
月一日(同日において生後九十日以内の犬を所  
有している場合にあつては、生後九十日を経過  
した日)」とする。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経  
過措置)

第七条 第八条の規定による改正後の麻薬及び向  
精神薬取締法第二十一條第一項及び第二十三条  
第一項の規定による平成七年七月から十二月ま  
での期間に係る許可の申請は、第八条の規定の

(肥料取締法第三十三条の二第二項の登録外國  
生産業者をいう。以下この条において同じ。)で  
ある法人の解散及び登録外国生産業者の当該肥  
料の生産の事業の廃止であつて、第十三条の規  
定の施行前にしたものについては、同条の規定

施行前においても行うことができる。

2 平成七年四月から六月までの期間に係る麻薬  
及び向精神薬取締法第四十二条から第四十五条  
まで及び第四十六条第一項に規定する者の厚生  
大臣又は都道府県知事に対する届出について  
は、第八条の規定による改正後のこれらの規定  
にかかわらず、なお従前の例による。

(あへん法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成七年四月から六月までの期間に係る  
麻薬製造業者の厚生大臣に対する届出について  
は、第九条の規定による改正後のあへん法第四  
十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例  
による。

(貨物運送取扱事業法の一部改正に伴う経過措  
置)

第九条 第十一條の規定の施行の際現に同条の規  
定による改正前の公益質屋法第一条第二項の規  
定による認可を受けている社会福祉法人又はそ  
の申請を行っている社会福祉法人は、当該認可  
又は申請に係る公益質屋につき、社会福祉事業  
法第五十七条第一項の規定による届出を行った  
ものとみなす。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十二条の規定の施行の際現に同条の規  
定による改正前の土地改良法第二十九条第一項  
ただし書の規定による承認を得ている者は、当  
該承認に係る事項につき、第十二条の規定によ  
る改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定  
による公告を行ったものとみなす。

3 第二十七条の規定の施行前に運送取次事業者  
がその事業の全部を譲渡し、若しくは死亡した  
場合又は運送取次事業者たる法人が合併により  
消滅し、若しくは合併以外の事由により解散し  
た場合における届出及び当該届出に係る運送取  
次事業の登録の抹消並びに相続人の運送取次事  
業の經營については、なお従前の例による。

(肥料取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 登録又は仮登録を受けた法人の解散及  
び登録又は仮登録を受けた者の当該肥料の生産  
又は輸入の事業の廃止並びに登録外国生産業者  
の当該事業計画の変更の届出とみなす。

(旅行業法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第二十八条の規定の施行前に旅行業者たる法人が合併以外の事由により解散した場合における届出及び当該届出に係る旅行業の登録の抹消については、なお従前の例による。

(軌道法の一部改正に伴う経過措置)  
第十四条 第二十九条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の軌道法(以下この条において「旧軌道法」という。)第十一第一条第一項の規定により認可を受けている運輸に関する料金で、第十九条の規定による改正後の軌道法(以下この条において「新軌道法」という。)第十二条第一項の命令で定める料金に該当するものは、同条第二項の規定により届け出た料金とみなす。2 運賃及び料金とみなす。  
第三十条の規定の施行前に旧軌道事業法第六条第三項に規定する料金に係るもの又は同条第四項第一号若しくは第二号に規定する割引により認可を受けている運輸に関する料金で、第十九条の規定による改正前の軌道法(以下この条において「旧軌道法」という。)第十二条第一項の命令で定める料金に該当するものは、それらは同条第二項の規定により届け出た料金とみなす。3 運賃及び料金とみなす。  
第三十一条の規定の施行前に旧軌道事業法第六条第三項の規定によりした届出であつて、新鉄道事業法第十六条第三項に規定する料金に係るものは、同条第二項の規定によりした届出とみなす。4 運賃及び料金とみなす。  
第三十二条の規定の施行の際現にされている旧道路運送法第九条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新軌道法第十九条第一項の運輸省令で定める料金に係るもの又は同条第二項に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それらは同条第三項又は第四項の規定により届け出た料金とみなす。5 運賃及び料金とみなす。  
第三十三条の規定の施行の際現に旧鉄道事業法第十一条第一項又は第十一第一条第一項の規定による検査の申請がされている索道施設については、新鉄道事業法第三十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前(鉄道事業法の一部改正に伴う経過措置)6 運賃及び料金とみなす。  
第三十四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道事業法(以下この条において「旧鉄道事業法」という。)第十六条第一条第一項の規定により認可を受けている運賃及び料金で、第十九条の規定による改正後の鉄道事業法(以下この条において「新鉄道事業法」とい7 運賃及び料金とみなす。  
第三十五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道事業法(以下この条において「旧鉄道事業法」とい8 運賃及び料金とみなす。  
第三十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の道路運送法(以下この条において「旧道路運送法」とい9 運賃及び料金とみなす。  
第三十七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海上運送法(以下この条において「旧海上運送法」とい10 運賃及び料金とみなす。  
第三十八条の規定の施行前に受けた旧鉄道事業法第三十九条第一項又は第十一第一条第一項の規定による検査は、新鉄道事業法第三十四条の二第一項の規定による検査とみなす。11 運賃及び料金とみなす。  
第三十九条の規定の施行前に受けた旧道路運送法第七十五条第一項又は第五十八条第一項の規定による検査は、新道路運送法第七十五条第一項の規定による検査とみなす。12 運賃及び料金とみなす。  
第四十条の規定の施行前に受けた旧道路運送法第七十五条第一項又は第五十九条第一項の規定による検査を受けた部分についての新道路運送法第七十五条第一項の規定による検査とみなす。13 運賃及び料金とみなす。  
第四十一条の規定の施行前に受けた旧道路運送法第七十五条第一項又は第五十九条第一項の規定による検査を受けた部分についての新道路運送法第七十五条第一項の規定による検査とみなす。14 運賃及び料金とみなす。  
第十六条第三項に規定する料金又は同条第四項第一号若しくは第二号に規定する割引若しくは割増しに相当する割引若しくは割増しが行わられた運賃及び料金に該当するものは、それらは同条第三項又は第四項の規定により届け出た料金とみなす。

(貨物自動車運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第三十三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法第九条第一項第二号の規定による認定を受けて、運送法(以下この条において「新道路運送法」とい

う。第九条第一項の運輸省令で定める料金又は同条第四項に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それらは同条第三項又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

15 運賃及び料金とみなす。  
第十八条 第三十四条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の海事代理士法第九条第一項の運輸省令で定める料金に係るもの又は同条第四項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それらは同条第三項又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。16 運賃及び料金とみなす。  
第十九条 第三十五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海上運送法(以下この条において「旧海上運送法」という。)第八条第一項の規定による改正前の海上運送法の規定による改正前の海上運送法(以下この条において「新海上運送法」という。)第八条第二項の規定による改正後の海上運送法(以下この条において「新海上運送法」という。)第八条第二項の規定による改正前の海上運送法(以下この条において同じ。)に規定する手荷物及び小荷物の

運賃及び料金又は新海上運送法第八条第三項（新海上運送法第二十三条の一において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ新海上運送法第八条第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

第三十五条の規定の施行の際現にされている旧海上運送法第八条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新海上運送法第八条第一項の省令で定める料金若しくは同条第二項に規定する手荷物及び小荷物の運賃及び料金に係るもの又は同条第三項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それぞれ同条第二項又は第三項の規定によりした届出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 当該各規定の施行前にして決定については、當該各規定によりなお従前の例並びに附則第一条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（非訟事件手続法の一部改正）

第二十二条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

「百三十六条中「若クハ無尽管理業」を削る。

第三百三十七条及び第三百三十八条ノ二中「若ハ無尽管理業」を削る。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二十三条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号（十九）を次のように改める。

（十） 削除

別表第三第一号（十九）を次のように改める。

（十九） 削除

別表第三第一号中四十六を削り、四十五の二を四十六とし、八十四を削り、八十三の五を八十四とする。

別表第四第一号中五を削り、五の二を五とする。

（中小企業流通業務効率化促進法の一部改正）

第二十四条 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第三十一号）に改め、同法第五条第一項若しくは第三十一条に改め、同法第五条第一項から第三項まで」とを、「第三十一条第四項中「若しくは同法第三十一条項中「これららの規定を削る。」を削る。」

（運輸省設置法の一部改正）

第二十五条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第六十四号の一及び第一百六十四号の三中「附帯業務を含む。以下同じ。」を削り、同項第六十四号の五中「利用運送事業」及び「運送取次事業」の下に「（附帯業務を含む。次条及び第四十条第一項第七十六号において同じ。）」を加える。

（地方自治法の一部改正）

官報(号外)

平成六年十一月一日 衆議院会議録第十号

明治二十五年三月三十日

(第八号の発送は都合により後日となるため、第十号を先に発送しました。)

発行所  
虎ノ門二丁目三番四号  
〒105 東京都港区  
大蔵省印刷局

電話  
03 (3587) 4294

定額  
配達  
本号一部  
送り料  
六円(二〇六円  
料を含む)  
題